

## むつ市議会第242回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

令和元年12月10日（火曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

- (1) 11番 東 健 而 議員
- (2) 16番 浅 利 竹二郎 議員
- (3) 19番 住 吉 年 広 議員
- (4) 12番 野 中 貴 健 議員
- (5) 8番 山 本 留 義 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	富岡	直哉
5番	村中	浩明	6番	佐藤	広政
7番	濱田	栄子	8番	山本	留義
9番	斉藤	孝昭	10番	富岡	幸夫
11番	東	健而	12番	野中	貴健
13番	佐賀	英生	14番	原田	敏匡
15番	岡崎	健吾	16番	浅利	竹二郎
17番	佐々木	肇	18番	鎌田	ちよ子
19番	住吉	年広	20番	白井	二郎
21番	佐々木	隆徳	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副市長	鎌田	光治
副市長	川西	伸二	教育長	氏家	剛人
公営企業 管理業者	花山	俊春	代監査委員	齊藤	秀一
選挙管理 委員会 委員長	畑中	政勝	農委員 業会長	立花	順久
総務部長	村田	尚	企画政策 部長	吉田	和之
財務部長	吉田	真	財務部 調整推進 課長	樋山	政之
民生部長	中里	敬	民生部 一進推進 課長	坂野	かづみ
福祉部長	瀬川	英之	健康部 推進課 長	佐藤	孝悦
子ども みどり 部長	須藤	勝広	経済部長	佐藤	節雄
都市整備 部長	光野	義厚	川内庁 舎長	二本柳	茂



財財主	務務	部課幹	宮	下	圭	一	民環政主	生策	部境課幹	荒	木	正	広
民環政主	生策	部境課幹	栗	橋	恒	平	総総主	務務主	部課査	井戸向		秀	明
企政企調主	策整主	画部画課査	徳			学	総総主	務務	部課査	畑	中	佳	奈
企政工戦主	策儿略	画部一課査	佐	藤	純	也	総総主	務務	部課事	粕	谷		諒

事務局職員出席者

事務局長	金	澤	寿々子	総括主幹	青	山	論
主幹	葛	西	信弘	主任主査	堂	崎	亜希子

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

## ◎日程第1 一般質問

○議長（大瀧次男） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、東健而議員、浅利竹二郎議員、住吉年広議員、野中貴健議員、山本留義議員の一般質問を行います。

ここで、私から一言申し上げておきます。当選のお礼と受け取られるようなご発言は、厳に慎むようにご留意願います。

## ◎東 健而議員

○議長（大瀧次男） まず、東健而議員の登壇を求めます。11番東健而議員。

（11番 東 健而議員登壇）

○11番（東 健而） おはようございます。本日最初の質問者となりました市誠クラブの東健而であります。再選され、佐賀議員、野中議員とともに

再び市誠クラブの会派に所属することになりました。また、今後4年、当選されました議員の皆さんとともに活動することになりましたが、ともに市民の皆さんのために、また頑張りたいと思いますので、よろしくお願いしておきます。

また、市長、理事者側の皆様には、今までどおりよろしくお願いしておきたいと思います。

さて、師走を迎え、第242回定例会を迎えました。今回は、最近問題になっている項目2点と、日ごろから市民の皆さんから聞いている声の1点、通告どおり3項目の一般質問を行います。

1項目めは、前議会でも取り上げました災害問題ですが、私は今まで数回災害問題を取り上げてまいりました。前議会でも公共施設の耐震強度の問題を取り上げ、これからは今まで耐震強度5以上になっていた耐震化問題が耐震強度6から7になったことの対策について質問いたしました。そして、これからの子供たちはまだまだ大きくなっていく災害のもとで暮らさなければならなくなるというJAMSTECの平前理事長の言葉を引用し、その備えについて質問いたしました。

今回も災害問題を取り上げたのは、思いがけない災害が各地で起こっているからであります。行政側の対応を求めるに当たり、少し回りくどい質問になるかと思いますが、耐震化とは別の角度から、今回は風水害災害に対し、当市ではどのように考えているのかをお聞きいたします。

また、2項目めのごみ問題ですが、G20で安倍総理が提唱しているとおり、プラスチックごみによる海洋汚染が全世界に拡散し続けています。これからの問題について、当市ではどのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

3項目めは、庁舎にまつわる問題を提起いたしました。

さて、前置きはこれくらいにいたしまして、本題に入ります。

質問の1項目めは、想定外災害に対する防災減災についてであります。最近の日本各地では、極端な気象現象が発生しており、温暖化との関連は無視できなくなってまいりました。ことしの5月26日には、高気圧に覆われて全国的に気温が上昇しました。北海道の佐呂間町では、午後2時過ぎに39.5度を観測しましたが、5月にこんなに温度が上がったのは全国の観測史上なかったことで、記録を更新したと連日メディアは放送していました。特に大雨による水害、大雪被害、海水温の上昇で海面が高くなり、高潮被害などが頻発する事態が生じています。

さて、地震や津波のほかに大雨、地すべり、豪雪、洪水、高潮、雷害などの災害があり、このほかに想定外の災害が見られます。最近の西日本各地では、想定外の大災害が多くなっています。多くの専門家は、環境が異常なほど変化しているのは、化石燃料に依存してきたため地球の温度が予想以上に上昇、温暖化をもたらし、今までにない大規模な災害が起こっていると指摘し、また風速60メートルを超す大型台風や想像を絶する豪雨、異常な熱波が発生、それが驚くほど大規模になり、大型化していると指摘しています。

当市では、平成22年2月に災害に対するハザードマップをつくり、またことしの11月25日には、降雨災害により1,000年に1度の災害がどのエリアで起きてもおかしくない昨今の気象状況を受け、青森県が公表している河川の浸水想定区域図というマップがお知らせとして各家庭に配られましたが、それを超越する災害が発生するようになってきました。

備えあれば憂いなしと申します。そこで、今後の想定外の災害が発生した場合の対策と取り組みについてお伺いいたします。

まず、1点目ですが、台風がもたらす大雨被害についてお伺いいたします。我が国では、昨年と

ことしと今まで経験したことのない大災害に見舞われています。特に今年の6月30日から7月3日にかけて、九州地方での停滞する梅雨前線が活発化し、熊本県内では30日、断続的に強い雨が降り、約22万人を対象とした避難勧告が出され、また同県益城町の岩戸川の水位が上昇し、周囲の水田に流れ込み、田植えが終わったばかりの田一面が濁った湖のようになったことをメディアが報じていました。市民の皆さんも、ご記憶のことと思います。

さらに続いて7月3日には、九州南部の鹿児島、宮崎両県では記録的な雨量が観測され、豪雨と川の氾濫、堤防の決壊で196万人の避難指示と勧告が出されたときには、まるで自分のことのように恐怖を感じました。

また、8月のお盆休みに発生した台風10号は中国地方を縦断し、西日本各地で倒木、建物の損壊、9,700戸の停電が見られ、夏の高校野球大会の順延、徳島の阿波踊りが2日間中止になりました。

そして、10月にはハギビス（これは素早い、迅速な通過というのだそうですが）と命名された台風19号は巨大化し、集中豪雨が関東甲信、東海、東北などに記録的な大雨をもたらしました。自分のところへは水は来ないだろうと過去の経験値に照らし避難がおくれ、洪水被害などの急襲により、とうとい人命を失った方々がおりました。2カ月たった今でも、その復旧が道半ばであります。

どうしてこのようなことになるのか、検証もされているようですが、最近はいつ、どこで、どんなことが起こるか分からない状態になっています。もし当市の広大な面積の中で大規模な災害に至った場合、当市ではその対策についてどのように考えているのでしょうか、お伺いいたします。

2点目、洪水の被害想定と避難所対策についてであります。当市では、釜臥山の麓に多くの民家があります。山の上や中腹に突発的な大雨が降っ

た場合、それが洪水となって流れ下るおそれがあります。特に大湊地区は、被害が甚大になるような気がいたします。想像や仮定で物事を見詰め、判断するのは批判を受けそうですが、しかしことは日本中想定外が現実となりました。当市でも、形はどのようになるかはわかりませんが、市内全域にわたって洪水になった場合の対応が求められます。突発的な大雨が降った場合の避難所の周知と市民の避難誘導がどのように行われるのかお聞きいたします。

3点目、想定を超えた浸水と土砂災害の場所把握についてお尋ねいたします。水は川ばかりを流れるとは限りません。大雨が降れば、陸地にある山を流れ下った雨が土砂崩れを伴い、濁流となつとともに民家を襲うのは、西日本の最近の災害でご承知のとおりであります。

川内地区でも、過去に河川の氾濫と山から流れ下る大水で流れ出る先がなく、田畑が水没し、その水が民家になだれ込んだことがあり、私は一般質問で取り上げたこともありました。

平成28年3月に更新された当市のハザードマップは、面積の広い当市の地形的な大雨被害や土石流災害などをどの範囲まで想定したのかお伺いいたします。

4点目、水防法で義務づけられている洪水ハザードマップについてお伺いいたします。10月31日の東奥日報の記事ですが、本年3月の時点で国土交通省のまとめでは、現行基準での水防法で義務づけられている本県の31市町村の対象自治体のうち、13%がこの洪水ハザードマップを公表していると報道しています。水防法に照らし、旧基準では公表していても、現行基準はできていないわけですから、今後改定するためのスケジュールをお示しいただきたいと思っております。

また、事例を繰り返しますが、平成24年2月の大雪を雨に換算してみれば、大方のことが理解で

きると思っております。特に釜臥山の麓の大湊地区では、上流に豪雨が降った場合、その雨は洪水となり、濁流と化し、鉄砲水となり、急激な速さで下流に流れ下ります。下流域にある民家が甚大な壊滅的な損傷を受ける可能性があります。これを想定した対策は急務であります。当市では、あり得ないと侮らず、対象となる場所を特定し、市民への周知を図らなければならないと思っております。これらの周知はどのように進めていくおつもりかお伺いいたします。

5点目、防災減災の再構築についてお伺いいたします。むつ市では、市民を災害から守るための手段については万全を期していると思っております。むつ市津波避難計画が平成30年4月に作成されています。その他の最近の思わぬ災害について、大災害に見舞われた他自治体では、多くが想定外だった、今まで経験したことがない、まさかと思うことが起きたなどと話をしています。したがって、当市でも起きてからではなく、埋立地などの高潮対策や、あらゆることを想定した対策を立てるべきであります。

そこで、防災減災の再構築について、どのように考えているのかお伺いいたします。

2項目め、プラスチックごみの海洋汚染の実態と当市の取り組みについてお伺いいたします。まず1点目、条例制定と植物性レジ袋の奨励についてであります。G20の席で安倍総理は、深刻な海洋汚染問題に言及し、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンを共有したとおっしゃっておりました。これから我が国でも海の汚染への取り組みが強化されることとなります。

当市の海岸にも英語や中国語、ハングル文字、いろいろとわからない文字が書かれたごみが流れてきています。毎年ボランティアがそれを集めて処理していますが、冬場にはそれができないため、ごみ収集ができません。処理が追いつかない状況

にあります。

この問題について、いち早く対策に取り組んでいる国があります。インドネシアのバリ島では、プラスチックごみを減らす対策として、キャッサバという植物を利用してレジ袋の代用品を考案していることがテレビで放映されていました。条例を制定し、この植物性レジ袋を奨励しているというようでもあります。これからは、当市でも一考の余地があります。気候や地理的な問題もあり、当市に当てはまらないような気もしますが、この導入やご検討について、市長のお考えはいかがでしょうか。

2点目、植物を利用したプラスチックごみを減らす対策に取り組む企業の誘致についてお伺いたします。荒れ放題となっている田畑にプラスチックの代替となる植物を植樹して、ごみ対策に貢献する対策を講じることができないものでしょうか。林業対策にもなります。当市には、これを推進するような企業がありませんが、これに取り組む企業を探し、共同で取り組むことができないかどうかお伺いたします。

3点目、当市のごみ対策の姿勢についてお伺いたします。昨年「むつ湾フォーラム in むつ脇野沢」で開催した、陸奥湾環境保全に関連していると思いますが、過日外ヶ浜町の町長や陸奥湾の周りの商工会議所、商工会が海中に浮遊しているプラスチックごみ対策にこぞって乗り出したことがテレビで報道されました。むつ市の商工会議所も、当然その中に入っていると思っておりますが、当市はこのプラスチックごみ対策の乗り出しに入っていないのでしょうか、お伺いたします。

4点目、プラスチックごみの処理強化対策についてお伺いたします。ごみ問題についての当市の現状は、炉の耐用年数が過ぎ、限界があり、3年後にストーカ炉の焼却施設が稼働することになっています。しかし、その後の建設に対する計画

が、資金面の値上がりと応札業者の難色などで完成期日もまだはっきりしていないように思います。

そこで、代替案ですが、850度にすればダイオキシンは発生しないことを考慮すれば、休止している大畑、川内、脇野沢の旧焼却施設の再稼働も対策として考えられると思います。このことも以前質問いたしました。どうにもできない場合のことを考えて、再質問をさせていただきました。

また、プラスチックごみ問題に対する処理の強化策も、これからのごみ処理計画の中に組み込むべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

5点目、分別回収に係る市の構想についてお伺いたします。新規炉が稼働した場合、分別、回収にも工夫が必要になってくると思います。今後の分別回収について、市としてどのような構想をお持ちでしょうか、お伺いたします。

6点目、プラスチックごみの環境への負荷問題についてお尋ねいたします。人類が廃棄しているビニール袋、ストロー、ペットボトルなど、あらゆる種類のプラスチックごみの散乱と発生が環境に多大な負荷を与えています。陸奥湾でもごみの不法投棄が取り上げられ、最近よく海岸の清掃をしている人たちの光景を見かけますが、大海から流れ着くごみも多く、一向にごみがなくなる状況ではありません。

また、海底に堆積しているごみも表に見えませんが、相当な量のごみがあることが推測されます。このまま何の対策もなく経過していくと、2040年までに生命の絶滅危惧種が100万種に上ると科学者たちが警告を発しています。フクロオオカミ、ゾウガメ、タイマイ、カメですが、などがいなくなると言っていますが、浜辺では身近に生息するアサリやハマグリ、ツブ、アマモの海藻類もなくなり、それをすみかにしている小魚などもいなくなるようでもあります。ささいなことでも、この問



題の対策の一端を担うべきですが、当市ではどのように考えているかお伺いいたします。

7点目、環境問題の悪化に対する対策と市民との共有についてお伺いいたします。市民の方々は、環境問題は何か、まだはっきりした内容がわからない人たちもいると思います。市民への啓発を図り、温暖化への対策の共有化を真剣に進めるべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、3項目め、分庁舎についてお伺いいたします。1点目、分庁舎の部署の統合の理由と影響についてお伺いいたします。旧町村の庁舎内での組織変更の結果、課の統合がなされたり、川内庁舎においては合併前100人以上いた職員の数に極端に少ない配置になりました。旧町村の職員の多くがむつ市の庁舎へ集められています。少子高齢化や人口減少を見越した対策とも受け取れますが、市民と職員のコミュニケーションも薄れてきていることに市長はお気づきでしょうか。

職員の中には、旧むつ市へ家を建て、川内から引っ越しをする方々も出てきました。そのために、旧川内町は人口減少が加速し、お年寄りたちが多くなり、今まで行き届いていたサービスも行き届かなくなったという声が市民から多く寄せられています。市政は市民のためが根本となるのが原則で、常識だと考えていましたが、市民の足が遠のき、市民に相当の負荷がかかってきました。課の統廃合について、単なる経費節減の合理化では済まされない課題であり、どうして課の統合を進めているのか、市長のご答弁を求めます。

2点目、分庁舎での集約された部署の職員の負担についてお伺いいたします。職員の負担問題については、昨日佐藤武議員も教員の重労働について指摘していましたが、それと重なる部分もあるかと思えます。部署は、管理課に集約され、そこが今までの課の相談窓口となっていましたが、現在川内庁舎には、そんなに担当職員が要らなくな

ったということでしょうか。市民は、どこへ相談に行けばいいのかわからず、ちゅうちょしています。市民のための庁舎ではなくなりつつあり、行政相談に行きにくくなったという市民が多くなってまいりました。また、担当する職員も、今まで以上の部署を受け持たなければならず、労働過重負担となっているように感じます。

行政のあり方について、働き方改革に逆行していないか、これでいいのかどうか、疑問を感じざるを得ません。どうしてこのようになったのか、市長のご答弁を求めます。

3点目、部署統合は利便性よりも財政の切り詰めか、分庁舎にも予算配分を、ということであります。川内庁舎では、部署の多くが統合され、なくなりましたが、それとともに職員の数も相当減りました。これは、財政の切り詰めと考えてもよろしいのでしょうか。旧むつ市では、大型予算の投資で旧町村の課の統合で使われなくなった予算を市部で多く使っているように見えますが、旧町村の庁舎にもそれなりの予算配分が必要でありませぬ。

最近のことですが、お年寄りが多くなってきたせいか、年々そのような方々から自宅待機しての要望が多くなってまいりました。この問題は、機会があれば、そのうちに取り上げたいと思っておりますが、議員は市民にとって、やはり身近な存在であります。毎日の生活の中で暮らしている議員が話しやすいという方々もおられます。要望のときだけが「町内会イキイキふれあいトーキング」ではないと思えます。市長も「声を形に」ということで、町内からの要望や「おでかけ市長室」、「町内会イキイキふれあいトーキング」、町内会長と市長との懇談会などを通じて、議員とは別のさまざまな活動をしてはいますが、議員も議会の基本条例にのっとって議会活動をしています。

しかし、市長の活動内容や、その成果が我々議

員に届きません。広報むつで行動を知らされている程度で、これは行政と議会のあり方として疑問を感じますが、市長と相談した市民は、議員から離れるのは当たり前ではないかと思えます。

市長は、予算措置が伴う要望で即決即断できませんが、我々議員は即断即決ができません。回りくどいが、議員は市民と議員との懇談会で意見や要望を聞いて、それを予算に反映できるかどうか、市長や行政に相談し、その結果を相談された市民に知らせることになり、時間がかかります。市長の即決に市民の声が集まるのは当たり前のことです。このままでは、市民の多くの声が我々議員から離れていくのは当然のことですが、それでも議員に相談をという市民もおりますので、最低限庁舎長に裁量が認められた予算の配分をもう少し多くしていただき、旧町村の村民の相談や要望事項に対処する姿勢を示していただきたいと思えます。

また、私の質問が自由な市長の行動を束縛するものではないことをつけ加えておきます。

4点目、利用しやすい分庁舎と思いやりのある行政についてお伺いいたします。行政は、市民のためのものであります。市民は、合併したからといって、旧町村部庁舎への依存度は変わりません。旧役場がそのままあるものと思っています。無駄を助長するつもりはありませんが、せめて長年税金を納め、行政に協力してきたお年寄りたちのために、思いやりのある優しい行政を目指していただきたいと思えます。

少々脱線ぎみの質問になりましたが、以上分庁舎が抱える問題について、このことを市長はどのようにお考えかお伺いいたします。

以上で壇上からの質問といたします。ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。東議員のご質問にお答えいたします。

もとより私としては、お年寄りたちのために思いやりのある優しい行政に心がけていることを、まずもって述べさせていただきたいと思えます。

まず、想定外災害に対する防災減災についてのご質問につきましては、一括してお答えいたします。大規模災害時には、テレビ、ラジオ等の報道機関を初め防災行政用無線やエフエムアジュール、防災かまふせメール、緊急速報メールなどのさまざまな手段により、避難の呼びかけや避難所の開設状況をお知らせいたします。

避難に当たっては、平時からの避難経路や常備薬などの持ち出し品の確認など、災害に対する備えが必要であり、実際に避難する際には、屋外の状況や避難路の安全確認も必要であると考えております。

避難誘導につきましても、困難な状況が想定されますことから、気象情報を常に把握するとともに、できる限り早目に避難を開始し、身の安全を守る行動が重要と考えております。

災害発生後の避難者への対応といたしましては、当市の避難所運営マニュアルに沿って避難者の受け入れや避難所の秩序及び生活環境維持などの対応をするとともに、各種協定による公共機関及び民間事業所等からの人的、物的支援、さらにはボランティアなどの支援を受け、対応していくこととなります。

次に、当市のハザードマップは、津波及び洪水については浸水する可能性がある範囲を、土砂災害については市民の皆様の生命に危険を及ぼす可能性がある急傾斜地及び土石流や地すべりが起こる可能性がある範囲を対象としております。その中でも、水防法で位置づけられている洪水ハザードマップについては、現在は計画規模と呼ばれる30年から50年に1度の降雨をもとに浸水区域を想

定しておりますが、想定最大規模とされておりまして、1,000年に1度の降雨をもとにした浸水想定区域も公表されており、先般広報むつに折り込みで配布させていただきました。

むつ市内には、洪水浸水想定区域を周知しなければならない水位周知河川が田名部川、田名部川へ合流する小川、大畑川、脇野沢川の4河川ありますが、青森県で行っている想定の見直しは、田名部川、小川、大畑川までは完了し公表されており、来年度には脇野沢川についても公表される予定となっておりますことから、来年の出水期となる6月までに想定最大規模の洪水ハザードマップを作成し、皆様のお手元に配布できるよう計画しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

大規模災害への防災減災対策は、ハード面の整備のみでは不十分であり、また限度もありますことから、自主防災組織の結成や住民避難訓練の実施など、ソフト面の強化にも取り組んでいくことが重要であると考えております。

そのための手段として、むつ市地域防災計画の修正を初め避難所運営マニュアルや津波避難計画などソフト面の強化に活用できる計画を策定しておりますので、今後とも広報紙やホームページ、また出前講座等さまざまな機会を捉え、市民の皆様へ周知し、防災意識の醸成に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、プラスチックごみの海洋汚染の実態と当市の取り組みについては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、分庁舎の質問につきましては、関連がございますので、一括してお答えいたします。市役所の部署の統合につきましては、政策を一体的に推し進めるため、市役所全体で行っており、分庁舎における統合もその一環であり、分庁舎のみを進めているわけではございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、職員の負担につきましては、勤務時間の観点から申し上げますと、平成30年度における1人当たりの年間時間外勤務の平均が市役所全体で121時間であるのに対し、分庁舎は65.1時間となっておりますことから、過重労働になっているとは認識しておりませんし、今後も市役所全体の業務量の平準化に努めてまいります。

市の一体的な発展のため、旧町村部においても「町内会イキイキふれあいトークング」や「ご近所知恵だし会議」のほか、今年度初めて実施いたしました「町内会マラソンヒアリング」を通じて、地域の皆様と現場を視察しながら積極的に意見交換をさせていただいておりますし、各種会合や地域のお祭りなどを通じて市民の皆様からさまざまな声をいただいております、この声をむつ市の政策の原動力として市民の皆様へ寄り添い、市内全域の発展に努めているところであります。

応急対策費につきましては、効率的な行政運営に資するために設けたもので、これまでの執行実績等に基づき予算措置しておりますが、予算が不足する場合には予備費等で対応しております。

今後も市役所内の連携を密にし、部署の垣根を超え、旧市町村の枠組みにとらわれることなく市民の皆様へ寄り添った対応に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） プラスチックごみの海洋汚染の実態と当市の取り組みにつきましては関連がありますので、一括してお答えをいたします。

プラスチックごみによる海洋汚染問題は、世界的課題であると認識しております。植物等を原料として製造されるバイオプラスチックのレジ袋につきましては、今後の民間企業の対応や国の指針等を注視してまいります。また、それに伴う企業誘致につきましては現在考えておりませんが、業界の機運等を捉えながら研究してまいりたいと考

えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

当市におきましても、陸奥湾沿岸に押し寄せる海岸漂着物が地域の大きな課題となっておりますことから、地域の宝物である陸奥湾を豊かで美しい海として守り続けるため、昨年12月に当市を含む陸奥湾沿岸8市町村や環境、産業、観光分野における民間団体などとむつ湾広域連携協議会を設立し、陸奥湾の環境保全並びに陸奥湾の豊かな資源や美しい自然景観を生かした産業及び観光の振興を図ることを目的として、海岸清掃など環境保全活動に取り組んでいるところであります。

今年度は、外ヶ浜町で陸奥湾フォーラムを開催し、美しい海を守る活動の周知啓発に努めたほか、小学生を対象とした環境活動体験会などを通じて、プラスチックごみが海洋生物に与える影響について学んでいただいております。

当市では、6月9日に浜奥内海水浴場を会場に「むつ湾クリーンアッププロジェクト沿岸清掃デー」を実施し、130名を超えるボランティアの皆様にご参加いただき、プラスチックごみなど約1トンの海岸漂着物を回収しております。

また、各地域で海岸清掃を行っていただく場合には、ボランティア袋を提供し、活動支援を行っております。

次に、プラスチックごみなど廃棄物を処理する施設につきましては、環境対策や効率性などの観点から、平成12年度に下北地域広域行政事務組合による広域での共同処理を行うことを決定し、以来同団体で施設の建設及び運営を行っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

現在プラスチックごみの分別回収としては、ペットボトルや白色トレイを資源ごみとして収集し、その他のプラスチック類については燃えるごみとして熔融処理を行っておりますが、新施設稼働後においても、ほぼ同様の収集方式を採用する予定であると伺っております。

市といたしましては、むつ市総合経営計画に掲げる循環型社会の実現を図るために、ごみの分別と減量化及び再資源化を推進するとともに、陸奥湾沿岸市町村と連携し、豊かで美しい自然環境を保全し、環境に優しいまちづくりを目指して、市民の皆様と協働で取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 11番。

○11番（東 健而） ご答弁をいただきました。私は、再質問として災害ごみの処理計画について伺うつもりでございましたけれども、これは通告いたしませんでしたので、これは質問いたしません。ただ、むつ市では災害ごみの処理計画は、これからまだまだ大きな災害が出てきた場合のことも想定して立てていくと思っておりますけれども、遺漏のないような計画をお願いしておきたいと思っております。

私の質問というのは、いつものことでありますが、全て再質問をこの通告の中に入れておりますので、再質問はありません。

ただ、1項目めの想定外の災害に対する防災減災についてでありますけれども、質問でも申し上げましたが、このごろはどこでもそうですが、どんな災害が発生するかわからない状況が続いています。どんなことが起きてもいいように、万全の対策をお考えいただくよう市長にお願いしておきます。

それからまた、市長は6月までに3回のハザードマップを配布するとおっしゃっておりますので、難しいものではなくて、私もお年寄りですが、お年寄りや障害者の方々にもわかりやすい、ご配慮をいただいたハザードマップを作成していただくようお願いしておきます。

それから、2項目めのプラスチックごみの海洋汚染ですが、適切な答弁が返ってまいりましたので、これでよしとしておきます。

3項目めの分庁舎については、わかりました。

私の勇み足にならない程度に、このくらいで終わらせていただきます。終わります。

○議長（大瀧次男） これで、東健而議員の質問を終わります。

10時50分まで暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎浅利竹二郎議員

○議長（大瀧次男） 次は、浅利竹二郎議員の登壇を求めます。16番浅利竹二郎議員。

（16番 浅利竹二郎議員登壇）

○16番（浅利竹二郎） ただいま大瀧議長よりご指名をいただきました自由民主党、自民クラブの浅利竹二郎でございます。むつ市議会第242回定例会に際し、壇上より一般質問を行います。

このたびの選挙は、過去最低の投票率ということで、有権者の皆様のご期待に応えることが少なかつた嫌いは否めません。結果として、新人候補7名全員が当選、一気に世代交代が進みました。これも民意のあらわれでありましょう。我々議員は、今回の選挙結果を真摯に受けとめ、今後とも研さん努力、市政の運営に関し、二元代表制の一翼を担う議会の責務を強く認識し、市民の期待に応えなければならないと考えます。

私の政治活動の基本は、市民の声を市政壇上にお届けすることにあります。それゆえに、このたびのむつ市議会第242回定例会に際しても、一般質問は市民生活に関連する喫緊の課題3項目9点につきお尋ねするものであり、市長並びに理事者各位におかれては、簡潔かつ明瞭なるご答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。質問の第1は、各種災害への対応についてであります。1点目は、東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策についてお伺いいたします。このたびの議会においては、災害関連の質問者は佐藤広政議員、佐賀英生議員、富岡直哉議員、先ほどの東健而議員、そしてこの後に続く野中貴健議員、私を入れて6人の多くを数えております。災害については、それだけ関心の高い喫緊の課題ということでありましょうから、気合いを入れて質問させていただきます。

平成23年3月11日午後2時46分18秒、東北地方太平洋沖で発生したマグニチュード9.0という大きな地震は、日本の有史以来未曾有の大災禍をもたらしました。人知の想像を超えた大津波、また人間の思い上がりであった原子力の安全神話もろくも崩れ去った瞬間でもありました。

政府の中央防災会議では、東北地方太平洋沖地震を教訓として、地震・津波対策に関する専門調査会を立ち上げ、平成23年9月28日、報告を取りまとめられておりますが、そこで検討された今後起こり得ると予想される大規模地震として、海溝型地震、これは地球プレートのゆがみで発生するものでありますけれども、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、これはマグニチュード7.6からマグニチュード8.6の範囲で起こると予想されております。東海地震、同じくマグニチュード8.0、東海・東南海・南海地震、これもマグニチュード8.6程度の地震となっております。さらに、直下型地震として首都直下型地震、マグニチュード6.9から7.5、中部圏、近畿圏直下の地震、マグニチュード6.9から8.0となっております、に区分し、これらを検討対象としていますが、その理由としては、繰り返し発生している、発生確率、緊迫性が高い、想定する地震規模はマグニチュード7から8クラス等々であります。

青森県下北に直接かかわると思われる日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震で防災対策を推進する必要がある地域として、むつ市及び下北全域を含む5道県130市町村の自治体に防災対策等推進地域が指定されております。このことから、防災上の対策は急務であり、震災後に東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策について、これまでむつ市が行ってきた対策等についてお伺いいたします。

2点目は、地球温暖化に起因すると思われる記録的、想定外という言葉が頻発する昨今の異常気象に対する備えについてであります。風水害の自然災害では、近年はCO<sub>2</sub>の増加が原因とされる地球温暖化によって海水が高温化し、それに伴い気温も上昇、そして大量水蒸気が発生して台風の超大型化、凶暴化につながるということで、自然の脅威にさらされる事態が多くなりました。

「テロより怖い温暖化」という書籍に、「人類の活動が気候を崩壊させている」と記してあります。これまで北海道は台風は来ないと言われていたところ、近ごろでは東北、北海道でも台風や、それに伴う水害等に見舞われることも頻発しており、風水害による直近の激甚災害指定では、平成26年に台風11号、12号及び前線による暴風雨及び豪雨による災害、平成28年は台風7号、9号、10号、11号による暴風雨及び豪雨によって激甚災害の指定を受けています。

東北、関東地方でも今年10月、台風19号による激甚災害の指定を受けており、地球温暖化の影響による風水害の凶暴化も顕著になっていることは事実であります。これらのことから、青森県、むつ下北でも昨今の異常気象に対し、従来とは違う対策が求められていると考えます。

そこで、地球温暖化に起因すると思われる記録的、想定外という言葉が頻発する昨今の異常気象に対する備えについて、どのような対策を考えて

いるのかお伺いいたします。

3点目は、地震・津波、風水害等各種むつ市地域防災計画が平成30年度に修正されているが、修正のポイントは何かについてであります。地震・津波、風水害編等各種むつ市地域防災計画は、一部を除き平成19年度に修正され、今般平成30年度版で新たに修正が加えられております。東北地方太平洋沖地震を契機に、地震・津波対策の見直しは必至であります。さらに地球温暖化による異常気象等で凶暴化する台風、豪雨に対し、従来の視点では記録的、想定外という言葉でしか言いあらわせない現象も100年、1,000年スパンで捉えることが要求されています。これらのことから、今般のむつ市地域防災計画の修正のポイントは何かについてお伺いいたします。

質問の第2は、児童虐待についてであります。2010年7月に発生した大阪2児餓死事件が、最近何かの折にニュースで取り上げられたのを機に、児童虐待をインターネットで引き出してみました。次から次にあらわれてきました。乳児を車中に放置し、死亡させた母親。1歳の児童にエアガンでけがをさせ逮捕された両親。生後11カ月の次女を浮き輪をつけたまま浴槽に長時間放置し、脱水症状で死に至らしめた夫婦。この理由は、夫婦2人で携帯ゲームをする時間が欲しかった、それだけの理由であります。さらに、当時5歳だった娘に十分な食事を与えず、病院に連れてもいかず死亡させ、保護責任者遺棄致死で逮捕された親等々、枚挙にいとまがないほどであります。

児童虐待の定義として、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト及び心理的虐待等がありますが、ある資料によれば、児童虐待の背景として、経済的困難、ひとり親、社会からの孤立、就労の不安定、育児疲れ等が離れがたく結びついているとされています。昨今の児童虐待に関して多くの報道がなされることに対し、強い憤りを感じると同時に、社

会が病んでいると思うことしばしであります。

このような事態に対し、行政としてどのように手を差し伸べ関与しているのか、むつ市の現状について、次の3点につきお伺いいたします。

- 1点目、児童虐待の報道に接し思うことは何か。
  - 2点目、過去3年間の虐待に関する相談件数は。
  - 3点目、関係機関との連携は構築されているか。
- 以上、3点であります。

質問の第3は、ふるさと納税に関する収入確保についてであります。むつ市財政も緊迫の度合いが強まり、入るをはかって出るを制する経済の基本が求められる時代になっております。入るほうでは、法定外普通税の導入を模索している最中ですが、従来から行われてきましたふるさと納税制度は、財源の確保、地元製品のPR、そして産業振興と、地域経済の活性化に大いに寄与する制度であると考えます。

そこで、ふるさと納税の現状につき、1点目、むつ市が平成30年度に受け取った寄附金のうち、事務経費に充てた額を除き、地域活性化の財源になった額はどれほどか。また、充当した事業は何か。

2点目、過去3年間の実績、現状はどうなっているか。

3点目、返礼品として多くの品目がそろえられているが、人気の返礼品の現状と今後の拡充策は。

以上、3点につきお伺いいたします。

これで、3項目9点につき壇上からの質問いたします。細部につきましては、ご答弁をお聞きしたうえで、再質問等をさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

まず、各種災害への対応についてのご質問につきましては、一括してお答えいたします。

東日本大震災後の市の対応といたしましては、避難所運営マニュアル、むつ市津波避難計画の策定やむつ市地域防災計画の修正など計画の整備を初め、津波の危険箇所を示したハザードマップの作成、Jアラートの自動放送の導入、防災備蓄品の充実などを行っております。

次に、当市における大規模な災害への対応といたしましては、ハード面の対策を国や県に要望していくとともに、避難計画の作成や自助、共助を醸成するソフト面の対策が非常に重要であると考えております。そのため市では、平成31年2月に地域防災計画を修正し、防災体制を強化するとともに、現在各種ハザードマップの更新作業を順次進めております。

また、本年11月11日には、むつ市では初めてとなる発災直後に職員がとるべき行動を想定した図上訓練を実施しており、防災体制に係る課題の抽出を図っております。

このようなソフト面の強化を継続して行い、災害による犠牲者を一人も出さない防災体制を築くよう努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、むつ市地域防災計画の修正ポイントについてであります。主な修正項目といたしましては、大規模災害への対策強化、近年の災害を踏まえた対策強化及び関係法令の制度改正を踏まえた対策強化のほか、青森県地域防災計画の記述に合わせる修正を行っております。

次に、児童虐待についてのご質問の1点目、児童虐待の報道に接し思うことは何かについてお答えいたします。本来子供は家族や地域から優しく見守られ、夢を抱き、健やかに成長していくことが約束されているはずですが、それにもかかわらず、全国的に児童虐待の報道は後を絶たず、児童が死に至るケースもあり、未来のある小さな命が奪われることにやり場のない憤りを感じているところ

でございます。

児童虐待は、どこにでも起こり得る問題であり、子供や保護者から発せられる虐待の小さなサインを見逃さないことが重要と考えております。

市といたしましては、児童虐待防止のために、市民の皆様にもご協力をいただきながら、地域で家庭を見守り、支える姿勢で寄り添い、経済的不安や孤立感などの育児負担の軽減を図り、むつ市の宝である子供たちが切れ目のない支援を受けられる体制の構築を目指したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

そのほかにいただきましたご質問につきましては、それぞれ担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（須藤勝広） 児童虐待についてのご質問の2点目、過去3年間の虐待に関する相談件数についてお答えいたします。

市が対応した児童虐待に関する相談件数は、平成28年度13件、平成29年度14件、平成30年度56件となっております。

次に、ご質問の3点目、関係機関との連携は構築されているかについてお答えいたします。本市において、児童虐待に関しましては、子育て支援課が相談窓口となっており、相談内容に応じて関係各課、関係機関と連携して対応しております。

また、要保護児童等対策地域協議会を設置し、年1回の代表者会議、2カ月に1回の実務者会議、年3回の要保護児童等対策地域協議会定例連絡会議を開催し、必要に応じて個別ケース会議を実施するなど、むつ市児童相談所を中心に警察、学校、保育園、民生委員などと連携を図っております。

今後におきましても、むつ市総合経営計画に基づき虐待予防のための早期発見から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子供の自立支援などに至るまで、切れ目のない支援を受けられる体制の構築

を目指したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（佐藤節雄） ふるさと納税による収入確保についてのご質問の1点目、むつ市が平成30年度に受け取った寄附金のうち、事務経費に充てた額を除き、地域活性化の財源になった額及び充当した事業についてお答えいたします。

市では、ふるさと納税寄附金を大きく分けて4つの事業に活用しており、寄附申し出の際に希望の事業を寄附者に選択していただいております。平成30年度は、寄附額1億5,781万5,400円で、経費を除いた8,075万3,549円を各種事業に充当いたしております。

その内訳といたしましては、1つ目として、「下北ジオパークを盛り上げるために」の5つの事業に1,017万4,947円、2つ目として、「安心して暮らせるまちづくりのために」の15の事業に4,441万4,452円、3つ目として、「子どもたちの未来のために」の8つの事業に1,615万710円、4つ目として、「産業の活性化のために」の20の事業に1,001万3,440円を充当しております。

ご質問の2点目、過去3年間の実績と現況についてお答えいたします。寄附受け入れ額と経費を除いた額の推移であります。平成28年度は寄附額9,636万1,000円で、経費を除くと5,257万6,929円、平成29年度は寄附額1億9,660万4,000円で、経費を除くと8,050万8,579円、平成30年度は寄附額1億5,781万5,400円で、経費を除くと8,075万3,549円となっております。

なお、令和元年度の11月25日までの寄附額の速報値は、8,784万5,500円となっております。

ご質問の3点目、人気の返礼品の現状と今後の拡充策についてお答えいたします。令和元年度の人気返礼品上位3品目は、ホタテ、海峽サーモン、青森ヒバとなっております。また、今後の拡充策



につきましては、本年10月に消費税率が10%となったことに合わせ、これまでの5,000円、1万円ごとの寄附区分を見直し、事業者が1,000円刻みで寄附区分を選択できるように改善し、返礼品の登録を行いやすい環境を整えたほか、新たな商品、新たな事業者の登録について、市内事業者に直接お声がけをするなど取り組みをいたしております。

今後も全国の皆様に共感いただけるような事業の推進や特産品のプロモーションを通じ、寄附の確保に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 16番。

○16番（浅利竹二郎） ありがとうございます。それでは、再質問に移らせていただきます。

まず、質問1の各種災害への対応についての1点目、東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関して、まず再質問の1としまして、国は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域指定をしておりますけれども、推進地域の指定基準は、震度6弱以上が見込まれ、津波の高さが3メートル以上で、これらの水位よりも高い海岸堤防がない地域等々となっております。資料によりますと、東北、北海道の太平洋側、ほとんどこれ網羅しているのですけれども、その中にむつ下北も入っております。

それで、確認したいのですけれども、記録、伝承を含めまして、この下北地方に襲来したであろう最大の地震、津波の確認はとれているのかお伺いします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） お答えいたします。

最も震度が大きい地震の記録は、昭和43年5月16日の十勝沖地震、昭和58年5月26日の日本海中部地震、平成6年12月28日の三陸はるか沖地震で、当市では震度5が観測されているところでござい

ます。

また、記録が残っている最も大きな津波といたしましては、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震でありまして、こちらにつきましては、関根浜観測地点で2.8メートルの津波高が観測されているところでございます。

○議長（大瀧次男） 16番。

○16番（浅利竹二郎） 今総務部長のご説明でありますと、過去の震度では5、津波の高さは2.8メートルということですのでよろしいですね。今はどんどん想定外というのが起きている時代ですので、これ以上これから起こり得るということをまず覚悟しなければいけないと思います。そういうことで、これからも対策を進めていただきたいと思います。

再質問の2は、先般震度6強を想定して、市として初動確認の図上訓練を行っておりますけれども、この問題点の抽出はできているのかどうかお尋ねいたします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） 課題といたしましては、各課においてしっかりと被災状況等の情報収集等を行いました結果、災害対策本部会議で報告された情報が多過ぎてしまった点が挙げられておりますけれども、迅速な意思決定に求められる人命を最優先とした情報の選択、あるいは優先順位について共通の認識を持つことができたと考えているところでございます。

○議長（大瀧次男） 16番。

○16番（浅利竹二郎） 自衛隊もしょっちゅう図上演習というのをやるのです。要するに地図の上でとか、いろんな実働ではないところの図上演習。これなぜやるかという、やっぱりそういうのを何回かやって問題点を抽出して、そして実際の場面でそごがないようにということで図上演習をやるということでありますので、これからもむつ市

としても何回かそういうことを実施して、実態に合わせて対応できるようにということでお願いしたいと思います。

次に、質問の3点目としまして、ハザードマップが実際の浸水範囲とは大きく乖離しているというのが、これが3.11の被災自治体が作成したハザードマップで明らかになっております。これも青いところがハザードマップで、赤いところが何倍も、10倍ぐらいの開きがあるわけですけれども、県が今、津波シミュレーションというのを作成しておりますけれども、これを含めて実態と合わせた今後の活用方法と市民への周知方法はどのようにするのかをお尋ねいたします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） お答えいたします。

県が策定いたしました津波シミュレーションの動画につきましては、自主防災組織あるいは町内会での避難訓練、それから出前講座等で活用しているところでございます。

また、市民の皆様への周知方法といたしましては、ホームページ等で引き続き発信しているというようなところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 16番。

○16番（浅利竹二郎） よろしくお願ひいたします。

次に、災害に備えて地域住民の中でも特に配慮を要する避難行動要支援者名簿というのをつくるようになっておりますけれども、その中には外国人も含まれております。外国人も今、大湊、大平地区を見ますと、日本語ではない言葉が行き交って、若い女性が往来しているのですけれども、あれはホタテの加工場とか何か、そういうところで働いていると思うのですけれども、そういう人たちもかなりむつ市に入っているということを含めて、その外国人は今避難行動支援者名簿に入っていないということでございますけれども、そうい

う人たちも実際にいるということを含めて、日本語がわからないという方もいると思いますので、その外国人をどのような手段で把握して誘導するのかお尋ねいたします。

○議長（大瀧次男） 福祉部長。

○福祉部長（瀬川英之） お答えいたします。

現在外国人の方々につきましては、要支援者名簿のほうに登録はございません。しかしながら、災害時におきましては、日本語によるコミュニケーションや地域の地理感覚が十分でない災害弱者と言われる外国人の方もいらっしゃるということですので、まずは本制度の周知について取り組みたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 16番。

○16番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

次は、2点目の地球温暖化に起因すると思われる記録的、想定外という言葉が頻発する近年の異常気象に関する備えに関しての再質問をさせていただきます。台風19号の記録的な大雨による河川の氾濫によって堤防が決壊、関東、東北地方で死者、行方不明を合わせて90人以上が巻き添えとなっております。

そこで、新聞報道によりますと、「中小河川監視整わず……」ということで、これ台風19号で堤防が決壊した記事なのですけれども……

○議長（大瀧次男） 浅利議員に申し上げます。

資料の持ち込みは、議長の許可を得て。

○16番（浅利竹二郎） それで、市内の中小河川流域の監視体制は万全かということについてお尋ねいたします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） お答えいたします。

市内の水位周知河川でございますが、こちらにつきましては、県が常時観測型の水位計を設置しているところでございます。田名部川、小川、大

畑川、脇野沢川の4河川となっております。これらにつきましては、水位が県のホームページで常時公表されているところでございます。

また、これらの河川以外につきましては、水位が上昇した際に情報を伝達する水位計が大荒川、今泉川、出戸川、戸沢川、桧川、宿野部川、男川の7河川に設置されているところでございます。

○議長（大瀧次男） 16番。

○16番（浅利竹二郎） 新聞報道でもありますけれども、まさか支流が、枝の小さい川が決壊すると思っていなかったという地域の被災者の人たちの声が載っております。東議員が先ほども触れましたけれども、この大湊でも釜臥山の山麓、川内寄りのほうのところで局所的に集中豪雨が降る箇所があるのです。何回か氾濫をしているという経緯がありますので、そこら辺も含めて、中小河川といいながらも、安心ができないということだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

再質問の2点目としまして、台風19号の被災者コメントとして、これまで台風がなかった、今回も大丈夫だろうと判断したというようなのが新聞に載っております。市民の安易な判断が事態を大きくすることは間違いありません。

そこで、市長としてどのようにして市民に防災意識を周知させていくのか、お伺ひしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

1,000年に1度という災害が全国各地で必ず毎年起こっているという現状を見ますと、当市でも起こる可能性は十分にあるというふうに私は認識しています。

防災というのは、あくまでもこれは自助が大前提であることは言うまでもありません。ただ一方で私たちとしても、繰り返しその防災意識の向上について発信をし続けることが重要だと思っております。

そのような観点から、先般市民の皆様ご自身がお住まいの場所の危険性を知ってもらい、報道で聞くような被害が他人事ではないことを改めて考えていただく機会を設けていただきたいと思いますという思いから、県が公表している洪水浸水想定区域を11月に配布した広報紙に織り込ませていただきました。

県の洪水浸水区域の図が非常に画素というか、これが粗くて見づらかったので、その下に我々がつくった地図も添付をさせていただいて見比べると、自分のエリアがどの程度浸水するのかということがわかるようになってございます。そうしたところをぜひ市民の皆様一度ご確認をいただいて、自らのエリアがどのようなエリアにあるのかということを確認していただきたいと思います。

必ずしも大規模なこうした洪水があった場合には、その時間にもよりますけれども、避難所に逃げることだけが正解ではなくて、2階に逃げるですとか、あるいは近くの高い建物の3階以上に逃げるですとか、そういったことも考えられます。ご自身で、まずはその防災意識を高めていただくのが非常に重要なことだというふうに考えてございますし、そうしたことを発信し続けたいと、このように考えてございます。

○議長（大瀧次男） 16番。

○16番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

3点目のむつ市地域防災計画が平成30年度に修正されているが、修正のポイントは何かについての再質問1点目ですけれども、その中に従来、平成19年度の分を見ましたのですけれども、陸、海、空の自衛隊のミッションの中で、海上自衛隊については陸と空の違う部分がありましたけれども、今回その従来のミッションが陸、空と同じ内容の2項目追加されているのですけれども、その経緯を教えてくださいたいと思ひます。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） 今回新たに追加された項目の経緯ということにつきましては、自衛隊が本来担うべき業務を明示したものでございまして、改めて新しい業務を追加したものではありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 16番。

○16番（浅利竹二郎） 従来陸上での災害を陸上自衛隊が対応すると、むつ市の災害派遣等でも一義的には青森の第9師団が担当していたと理解しております。県知事から海上自衛隊に、陸上災害に対しても直接派遣要請ができ、海上自衛隊が対応するというようなことになったのかなという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） お答えいたします。

災害によっては、対応していただけるということになるかと思っておりますので、その点のご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 16番。

○16番（浅利竹二郎） 正直なところを言いますと、海上自衛隊、はっきり言えば主力は船に乗って海なのです。陸上部隊での災害派遣というのは、先ほども言いましたけれども、一義的に陸の9師団が対応するということでありますので、余り海上自衛隊大湊地方総監部に期待をされても、やっぱり装備とか人とかまだまだ貧弱なのです。けれども、やっぱりむつ下北に自衛隊の基地があるということで、我々海上自衛隊大湊地方総監部に期待するということはありますので、初動としては確かに期待をするのはやぶさかではないですけれども、余り大きな期待をされても、海上自衛隊のほうもちょっと困ると思うのです。そこら辺をよくむつ市としても調整しながら、今後の対応を考えていただきたいと思います。

それで、災害関係のことでのあれですけども、日本海溝・千島海溝周辺地震というのが、今テレ

ビで盛んに東南海とか南海、それと首都直下型が放映されていますけれども、日本海溝の地震も近々に起こり得るということは前々から言われておりますので、そこら辺を十分考慮しながら、防災には努めていただきたいと思います。

また、先ほど市長も触れておられましたけれども、やっぱり市民の自覚、自助、こういうのが必要だということを思いますので、これからも市民個人がそこら辺を自覚するような、醸成するようなことを折に触れ宣伝といいますか、そういうことに努めてもらいたいと思います。各種災害の対応の全般として、一応これで終わります。

次は、質問の第2、児童虐待についてお尋ねいたします。過去3年間の虐待に関する相談件数の数値について、先ほどの説明だと、平成30年度がたしか56件ですよ。平成28年度、平成29年度と比べて極端に多くなっているのですけれども、そのことについてどういうご所見をお持ちでしょうか、お尋ねします。

○議長（大瀧次男） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（須藤勝広） お答えいたします。

虐待相談が増加した背景といたしましては、市民の皆様や関係機関等の虐待に対する意識が向上しまして、小さな傷やあざ、不適切な養育環境等、虐待かどうかわからないが疑わしいという時点でご連絡をいただけるようになり、これまで家庭に潜在しておりました虐待の芽を早期に発見し、対応できるようになったことが挙げられます。

また、母子保健と児童福祉の担当が同一部署になったことにより、情報共有がしやすくなったことも虐待相談が増加した要因になっているものと考えております。

○議長（大瀧次男） 16番。

○16番（浅利竹二郎） ということは、これまでもそういう事象はあったと、それぞれにはあったの

です。そして、それがたまたま各いろいろな児童相談所だとか、家庭だとか、相談所とか、そういうところではあったのだけれども、その情報が共有されていなかったというようなことだと思うのですけれども、今年1月に千葉県の小学校4年の女子が虐待死した事件で、児童相談所などの対応を調査した千葉県検証委員会が知事に報告書を提出、一時保護の解除など、一連の行政機関の対応は不十分かつ不適切と、そういう新聞報道があります。現状で関係機関との連携にどうもそごがあったような新聞報道なのですけれども、そのことについて、再度そごはないのかということについてお尋ねいたします。

○議長（大瀧次男） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（須藤勝広） お答えいたします。

市では、関係機関との良好なコミュニケーションを図れるよう児童相談所、警察との定例会や医療機関、児童発達支援施設との定期的な情報交換会を実施し、保育施設や学校からは毎月対象児童の欠席状況の報告をいただくなど、日ごろから連携に努めており、虐待相談があった場合にも適切に対応できるような体制になっております。

○議長（大瀧次男） 16番。

○16番（浅利竹二郎） 今親のしつけも虐待ということで認められないことになりました。しかし、昨今の事件は、しつけとか何かという範疇を超えた虐待ということになりますけれども、そこで先ほど申しましたけれども、児童虐待の背景として、経済的困難、ひとり親、社会からの孤立、就労の不安定及び育児疲れ等が離れがたく結びついていると指摘があります。これらは、社会の貧困と捉えるべきで、一朝一夕で改善するのは難しいとしても、行政を初め地域社会全体の課題として今後改善に向けて努力していただきたいと要望しておきます。

次は、質問の第3、ふるさと納税による収入の確保について。むつ市の広告塔は宮下宗一郎市長であります。マスメディアの露出頻度も高く、それだけむつ市が注目されているあかしであると思います。市長として、ふるさと納税について今後どのように取り組んでいくのか、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず第1に、ふるさと納税制度というのは、当市にとりまして貴重な財源となってございます。先ほどの答弁の中にもありましたが、この2年間で8,000万円程度の実質的な財源になっているということです。

次に、事業者にとりましても自社製品の販売促進につながる制度となっております、これは返礼品で出した部分の商品がそのままその事業者にとっての売り上げになっているということだと思っています。

また、少し違う観点から見ますと、1億5,000万円から2億円の市場プラットフォームを形成しているという観点からいきますと、これは産業育成、それから支援ということで、生産者に大きな市場プラットフォームを提供しているものだというふうにも見ることができると思います。

また、当市の産品が全国各地で消費されることで、それに付随する形でシティプロモーションの効果もあるというふうに私自身は考えております。

こうしてふるさと納税というのは、当市にとってさまざまなメリットのある事業でありますし、ふるさと納税の推進室もございますことから、私自身のこれからのトップセールスも含め、あらゆる工夫をして、力を注いで取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 16番。

○16番（浅利竹二郎） ありがとうございます。先ほども言いましたけれども、むつ市の広告塔は宮下市長なのです。そのほかにむつ市では、「元気むつ市応援隊」というものをお願いしています。それで、むつ市にゆかりのリピーターもたくさんおられるということであります。この人たちの輪を広げ、ふるさと納税に結びつける手段を積極的に講じてほしいと改めて要望しておきます。

以上、むつ市議会第242回定例会一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで、浅利竹二郎議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前 11時35分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎住吉年広議員

○議長（大瀧次男） 次は、住吉年広議員の登壇を求めます。19番住吉年広議員。

（19番 住吉年広議員登壇）

○19番（住吉年広） 皆さん、こんにちは。公明党、公明・自由の住吉年広でございます。むつ市議会第242回定例会に当たりまして、質問に先立ち一言ご挨拶を申し述べさせていただきます。

私は、このたびむつ市議会議員一般選挙におきまして、初当選をさせていただきました。若輩者ですが、この歴史あるむつ市議会の壇上に立たせていただき、身の引き締まる思いでございます。むつ市政発展のために粉骨砕身の努力をしてまいり所存でございます。

先輩議員の皆様、そして市長初め各理事者の皆様、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、2項目5点にわたって質問させていただきます。市長並びに理事者の皆様には、誠意あるご答弁をよろしくお願いいたします。

質問の第1は、食品ロスの削減についてであります。まだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロスの削減を目指す食品ロスの削減の推進に関する法律、議員立法が本年5月24日の参議院本会議で全会一致で可決成立いたしました。この法律は、公明党が作成した法案をもとに与野党の超党派議員連盟で合意形成が図られたものであり、その前文には、食品ロスの削減は食料を多くの輸入に依存する日本が真摯に取り組むべき課題であると明記、国や自治体、事業者、消費者などが連携し、国民運動として推進するため法律を制定すると宣言されております。

また、食品ロス削減の定義をまだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取り組みと定め、国、自治体、事業者の責務や消費者の役割を明記いたしました。

具体的には、国や自治体が取り組む施策として、消費者や事業者に対する知識の普及啓発や、事業者などから寄贈された未利用食品を福祉施設や災害被災地などに提供するフードバンクの支援などが盛り込まれております。

この食品ロス削減について、20カ国・地域農相会合G20でも各国が足並みをそろえて取り組むことが確認されるなど、国際的にも重要な問題となっております。

また、国連の持続可能な開発目標SDGsは、2030年までに小売、消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料廃棄を半減させることを掲げており、日本は家庭から出る食品ロスを2030年ま

でに半分に減らす目標に、公明党はこの問題にいち早く取り組み、2015年12月に食品ロス削減推進プロジェクトチームを設置、全国各地で調査活動を行い、要望を聞くとともに、2016年5月に政府に対し、食品ロス削減に向け国を挙げて取り組むように提言いたしました。

さらに、2018年4月には、この提言をもとに法案を作成、2018年12月に発足した食品ロス削減に関する超党派議員連盟では、公明党が与野党の合意形成に中心的な役割を果たし、法整備をリードしてまいりました。

また、地方議会でも公明議員が事業者の廃棄抑制や消費者への啓発、未利用食品を必要な人に届けるフードバンクへの支援などを盛り込んだ意見書の採択を主導しております。

さらに、大手コンビニ各社では、ポイント還元による食品の実質的な値引き販売や、おせちなど季節商品を完全予約制にするなど、具体的な対策に乗り出す動きが出始めており、食品ロス削減に向けた機運が高まり、今回の推進法では私たち消費者の役割も定められております。

家庭での食品ロス削減の促進、外食時の食べ切りの啓発促進、災害用備蓄食料の有効活用の促進、学校における食育の促進など、自主的な私たちの取り組みも大切と考えます。

国民の理解と関心を深めるために、毎年10月を食品ロス削減月間と定めたことも、削減の推進の糧となっております。

そして、食品ロスの削減の推進に関する法律が10月1日から施行されました。国内で年間643万トン食品ロスが発生しておりますが、これは日本人1人あたりに換算すると、毎日茶わん1杯分の御飯を捨てることに相当することがわかりました。大切なのは、一人一人がもったいないと意識して行動することが大切と考えます。事業者には、国や自治体への協力を、消費者には買い物や調理

法など、食品ロスの自主的な削減に取り組むことをそれぞれ努力義務としております。

また、流通、小売などの企業にも、業界の慣習を抜本的に見直しし、廃棄量を削減することが求められております。コンビニエンスストアでは、これまで弁当の賞味期限が迫っても、基本的に値引き販売に慎重な姿を示してまいりました。

加工食品の流通にも見直しの動きがあります。これまで製造から賞味期限までの期間の3分の1を過ぎるとメーカーや卸売業が小売店に納品できない3分の1ルールと呼ばれる商品慣習が定着していました。海外に比べても厳しいとされ、ここ数年、国や地方自治体がルールの緩和を呼びかけておりました。大手食品スーパー、コンビニなども納品期限を3分の1から2分の1に緩和する動きが相次いでいます。納品期限の緩和は、店舗への出荷機会を拡大し、廃棄量の削減につながります。こうした動きが業界全体に定着する必要があると考えられております。

加工食品は、賞味期限が過ぎても食べられないわけではない。しかし、小売店の多くが賞味期限前に棚から商品撤去する販売期限を設けている。昨年あるスーパー数十店舗と協力して、一部の加工食品を5カ月間、賞味期限当日まで販売した社会実験では、食品ロスが削減され、効果が確認されております。消費者の意識改革が求められております。

調査では、5割から6割の消費者が商品を棚の奥からとっていた、2割から4割の消費者が、意味を十分理解していなかったことが調査でわかりました。したがって、行政は消費者、事業者への食品ロス削減に向けた取り組みを周知して理解を広げていく努力が必要と考えますし、そして消費者、事業者、行政が一体となり、食品ロス削減策を進めなければならないときと私は深く思うところであります。

以上のことを踏まえて質問いたします。

削減推進計画の策定について進めているのか、2つ目、これまでの取り組みについて、ございましたらお示してください。

以上、2点お伺いします。

次に、防災行政用無線についてです。むつ市は、本州最北端の市として、青森県の北部を形成する下北半島の中央に位置し、北は津軽海峡を隔てて北海道を望み、東は下北郡東通村の位置に接し、南は静かな陸奥湾を抱き、上北郡横浜町に接し、西は平舘海峡に面し、下北半島の要衝として役割を担っております。その範囲は、東西55キロメートル、南北35キロメートルにわたり、面積864.12平方キロメートルとして市としては最大を有しており、災害等における情報伝達は本当に重要と考えます。

むつ市では、災害時等における市民への情報伝達を確保するために行政無線、防災用無線や登録制メール、防災かまふせメールを初めとする情報伝達手段があります。また、設備の老朽化等の影響から、全体的な情報手段のあり方の見直しをし、基本構想を作成することが急務であると伺っております。

しかしながら、市民の声を聞くと、防災無線が聞こえないという声が多々あります。原因は、さまざま考えられます。防災無線の機器の向き、機械のふぐあい、自宅の密閉性、機器のハウリング等があります。現在むつ市内は、むつ地区アナログ165局、デジタル25局、大畑地区アナログ29局、デジタル4局、川内地区アナログ36局、戸別受信機が1,869基、脇野沢地区はアナログ15局。平成30年6月時点での設置状況であります。

先月大畑地域の住民から相談を受けました。海岸付近でもあり、海拔も低く、津波が発生したときの危険度が高い地域と思い、防災安全課に相談し調査していただきました。調査したところ、機

器のふぐあいがあり、聞こえないという状況が確認できました。当然市民から、町内会を通して声が上げられ、改善していかねばならないのですが、現実には乖離があると思います。市民から声が上がらなくても、行政で定期的に防災行政用無線が機能している等の情報共有が必要と考えます。

以上のことを踏まえて質問いたします。

- 1、老朽化に伴う今後の見直しについて。
  - 2、設備点検の年間スケジュールについて。
  - 3、防災かまふせメールの登録者数について。
- 以上、3点お伺いいたします。

以上、壇上からの質問をさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 住吉議員のご質問についてお答えいたします。

まず、食品ロスの削減についてのご質問の1点目、削減推進計画の策定についてお答えいたします。本年10月1日付で食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、市町村は国の基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないと規定されております。

市といたしましては、今年度中に示される国の基本方針を踏まえ、青森県の食品ロス削減計画の策定動向を見ながら、市の食品ロス削減推進計画の策定について検討してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、これまでの取り組みについてであります。市では広報むつに月間ごみ排出量を掲載し、ごみ排出量の見える化により、ごみの減量化や資源化及びリサイクルの推進の啓発に努めております。このほか旅館やホテルなどの産業関係団体、市民団体、教育関係団体及び県



や市長会等の行政機関で構成される「もったいない・あおもり県民運動推進会議」に参画し、同会議が推進する3010運動や、食材は使い「きる」、料理は食べ「きる」、生ごみは水気を「きる」の3つの「きる」の実践を周知啓発し、食品ロス削減とごみの減量化に取り組んでおります。

また、むつ市民祭りなどのイベントにブースを設けて、ごみ削減や3R（リデュース、リユース、リサイクル）推進のキャンペーン活動を実施しております。今後につきましても、食品ロスの削減やごみの減量化などについて、さらなる周知啓発を図り、市民の皆様と協働で循環型社会の実現と環境に優しいまちづくりの推進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、防災行政用無線についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） 防災行政用無線についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、設備老朽化に伴う今後の見通しについてであります。現在市内に多く設置されているアナログ式の防災行政用無線は、導入から数十年が経過しているものもあり、老朽化のために更新が必要なものや電波利用環境の見直しにより、令和4年11月で利用ができなくなることから、現在新たな情報伝達手段の検討を行っているところでございます。

情報伝達手段の検討の中では、現状のアナログ式の防災行政用無線を単純にデジタル化するものではなく、市民の皆様へ迅速かつ正確、確実に災害情報を伝達するために、多様な情報伝達手段を効果的、経済的に整備するとともに、導入後の維持管理等も含め、地域の特性も考慮しながら検討を進めているところでございます。

ご質問の2点目、設備点検の年間スケジュールについてであります。設備の点検につきましては、年間の保守点検業務委託により、年1回各庁舎にある放送設備のほか、Jアラート設備、屋外の子局等の点検を行っており、その中でふぐあいの把握に努めております。また、日常的に町内会長や市民の皆様からの情報提供によりふぐあい等を把握する場合もございます。

ご質問の3点目、防災かまふせメールの登録者数についてであります。11月29日現在、8,851名となっております。全体としては、まだ登録者が少ないと感じているところでございますが、市民の皆様のお安全安心のため、効果的な情報伝達ができるよう、総合的に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 19番。

○19番（住吉年広） それでは、順次再質問させていただきます。

ご答弁ありがとうございます。私がなぜこの質問を取り上げたかと申しますと、前職小売業に携わり、食品ロスの問題は直接収益に影響を及ぼすからです。そして、意識を変えて綿密な計画を組み実行することで、収益を改善できた成功体験からです。

皆さん、ご存じでしょうか。昨年恵方巻きの食品ロスがメディアに取り上げられ、社会問題になったこともその一つであります。農林水産省が2019年1月11日、小売業、団体に対して、恵方巻きのシーズンを控えた食品の廃棄を削減するための通知を出しました。恵方巻きは、節分に向かって食すると縁起がよいとされる巻きずしで、季節商品として定着しつつある一方、2017年は廃棄された大量の恵方巻きがSNSで話題になったことに対応いたしました。貴重な食料資源の有効活用という観点を踏まえたうえで、需要に見合った販売の促進について会員企業への周知を依頼いたし

ました。

一部小売業では、予約販売を徹底したり、折り込みチラシで資源を大切にすることを消費者に呼びかけるなど、廃棄の削減につなげた事例も紹介されました。廃棄量を削減した事例として、恵方巻きの大量生産について、「もうやめにしよう」と事前にチラシで投げかけることで、消費者の理解を求めたスーパーの取り組みも紹介されました。関西のスーパーでは、2018年2月に海産資源を大切にすることを告知した折り込みチラシに、「もうやめにしよう」というメッセージとともに、「今年は全店、昨年実績で作ります」、「欠品の場合はご容赦くださいませ」という文章を添えて発信されました。昨年の実績より多くつくるといふ慣習に対して、あえて売り方の見直しを行い、事前にお客に向けたお知らせする工夫をし、その結果、前年に比べ廃棄量は削減されました。資源や人口も減少していく中で、新しいやり方を模索する時代に入ったのではないかと考えます。

この取り組みは、小売だけでは実現できないですし、消費者の理解があって初めて成り立ちます。そういう観点から、まず行政で策定し、食品ロス削減の機運を高めていただきたいと思います。

(1)の削減計画の策定については、国・県から動向を見きわめて取り組むと市長から答弁いただきましたので、むつ市が食品ロス削減の取り組みで他市町村の模範となる取り組みを要望いたします。

2つ目のこれまでの取り組みですが、集客のあるところでの対応をしているとのことでしたので、しかしながら私もヒアリングした際に、消費者庁または青森県から出ている告知媒体を目にすることが初めてでした。そういう部分で、私からの提案ですが、人が集まる場所での配布は現実厳しいと思いますので、事業者等、また飲食業等

にも協力をお願いして配布していただくことはできないか。また、広報むつにももっと市民が関心を持っていただけるように今まで以上に工夫し、掲載していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） 食品ロスの削減ということで、県と連携して周知啓発にはこれまでも取り組んでまいりました。また、今議員からおっしゃられたような広報むつにも掲載しておりますが、さらにわかりやすくする工夫を重ねてまいりたいと考えております。また、市内のスーパーなどからご協力いただけるようであれば、啓発パンフレットやチラシの陳列を検討して、食品ロスの削減に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大瀧次男） 19番。

○19番（住吉年広） ありがとうございます。しっかりと、今あるものをしっかり活用して、もっと市民の目に触れていくことを、私も協力していきたいし、頑張っていきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

次に、防災行政用無線についてですけれども、老朽化に伴う今後の見通しについては、おおよそ理解できました。予算もかかることなので、しっかりとこちらのほうも精査していただいて、今後どの内容がいいのかを議論していただいて、もっと市民がわかりやすいものにしていただきたいと思います。

そして、2の設備点検スケジュールについてですが、およそ1年ということが確認できました。しかしながら、1年に1回ですと、ふぐあいが発生した場合、そのすき間を埋めるための手段がないです。ただ、点検を2回にすると、それでいいのかという予算上の議論もあります。

それで、私からの提案ですが、例えば行政無線の電柱から遠い場所の方にモニターになっていた

だき、定期的にテスト放送を流して、防災行政用無線の放送状況を確認できたら、高い経費もかけずに市民との情報共有が可能と考えますが、いかがでございましょうか。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） お答えいたします。

市民の皆様によるモニタリングということにつきましては、毎日時報が試験放送というような機能を有しております、先ほど答弁いたしましたように、町内会長や市民の皆様からの情報の提供をいただいているところではありますけれども、現在新しい情報伝達手段の検討ということも取り組んでいる最中ですので、ふぐあい等の把握といった課題も解決できるような方法も調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（大瀧次男） 19番。

○19番（住吉年広） ありがとうございます。1年に1回ですと、やっぱりどうしてもそのすき間を埋める分がないですので、より一層市民から相談があっても、その分をしっかりとくまなくできるように行政のほうにも頑張っていたいただきたいと思います。

また、先ほどの分は、ぜひそういう考え方もあるという部分で、ちょっと考え方の中に入れていただければ幸いにございます。

あと、防災かまふせメールの登録者数に関しましては、前回富岡直哉議員のときにも確認はできましたので、しっかりとこれまで以上に登録の啓蒙に努めていただき、これからの災害に対してスピーディーにできるように、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

以上で私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（大瀧次男） これで、住吉年広議員の質問を終わります。

ここで、1時40分まで暫時休憩いたします。

午後 1時30分 休憩

午後 1時40分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎野中貴健議員

○議長（大瀧次男） 次は、野中貴健議員の登壇を求めます。12番野中貴健議員。

（12番 野中貴健議員登壇）

○12番（野中貴健） こんにちは。12番野中貴健でございます。大畑町の大先輩、佐賀英生先生を先頭に、川内町の東健而議員と組む地域密着型会派、市誠クラブに所属しております。

一般質問に入る前に、このたびのむつ市議会議員一般選挙において、市議会議員になることができました。まだまだ未熟者ですが、大瀧議長を初め諸先輩議員の皆様方の優しく温かいご指導を仰ぎながら、7名の同期の新人議員の皆様と力を合わせ、宮下市長並びに理事者の方々とともに、むつ市のさらなる発展のために自分なりに頑張っている所存であります。

また、議員となりまして初めての一般質問になりますので、見苦しい点やお聞き苦しい点多々あるかと存じますが、何とぞご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、むつ市議会第242回定例会に当たり、通告順に従いまして、一般質問させていただきます。市長並びに理事者の皆様におかれましては、明快かつ具体的なお答弁をよろしくお願いいたします。

初めに、1項目めとして防災対策について質問いたしますが、今定例会の一般質問において、私を含めて7名の議員の方々が防災について質問いたしておりますので、重複とならないようにお伺

いたします。

昨今日本各地で地球温暖化の影響なのでしょうか、異常気象などによる自然災害が多くなってきたと感じられます。むつ下北地域も例外ではなく、甚大な被害はないにしろ、災害はいつ起こるかわからないのが実情です。

備えあれば憂いなしで、むつ市でも防災訓練、避難訓練などで万一のための備えをしております。先月13日に実施いたしましたむつ市総合防災訓練も、その一環であります。今年度は私の地元大畑地区での開催ということで、一町民として参加しましたが、その際に一緒に参加しました町内の皆様と日ごろの防災対策や避難の仕方、気になることなどいろいろな意見をいただいた中で、特に関心の高かった3つの点を質問させていただきます。

1点目は、防災行政用無線についてです。先ほど住吉議員からも同じような質問がありましたので、重複しない程度でお聞きしますが、地震や津波、河川の氾濫などで注意をいち早く市民に促すことができる防災行政用無線ではありますが、聞き取りづらい地域があります。その場所の地形などの問題もあるのでしょうか、市としてもそのような地域の把握をしているのでしょうか。

2点目に、避難施設についてですが、台風や豪雨による河川の氾濫のおそれがある場合と、津波による浸水のおそれのある場合とでは、避難施設などが変わる施設があるのかお聞きいたします。

3点目に、高齢者、障害者の方々の避難についてです。自力での避難が困難な高齢者や障害者の方々の対応と対策はどのようになっているかお伺いいたします。

2項目めとして、子供のインターネット利用について質問いたします。現在スマートフォンやタブレットなどの電子メディアが日常生活にあふれている中で、子供たちもごく普通にインターネッ

トに接続し、主に通信ゲーム、動画視聴、コミュニケーションなどに利用する機会がふえております。利用時間などのルールをつくって正しい利用ができている家庭もありますが、長時間の利用による健康被害やSNSを通じて犯罪に巻き込まれるケースも最近ニュース等で見かけるようになりました。

つい先日も、そのSNSで知り合った30代の男が、小学6年生の女の子を誘い、自宅で軟禁する事件が起きたばかりで、無事保護されて安堵はしましたが、驚いたことに、大阪と栃木と直線距離で400キロ離れていても起きた事件で、ここむつ市の子供たちも、決して安全ではないと改めて痛感したところであります。

内閣府が発表した平成30年度青少年のインターネット利用環境実態調査において、児童・生徒のインターネットの利用率が小学校低学年で56.9%、小学校高学年では85.6%、前年度65.4%、中学生が95.1%、前年度では85.2%、高校生になりますと99%、前年度97.1%で、ほぼ全員が利用しているとの調査結果が出ていました。1日の利用時間になりますと、小学校高学年で約2時間、前年度1時間37分、中学生2時間44分、前年度2時間29分、高校生は3時間37分、前年度3時間34分と出ており、インターネットの利用率、利用時間ともに低年齢化が加速度的に広がりつつあることが推察できるかと思えます。

これらのことから、電子メディアの長時間接触による睡眠、視覚機能、体力など、生活リズムや心身への影響、また学力との関連が指摘され、近年思春期世代の依存の問題が世界的にも注目されています。

学力に関して興味のあるデータがありまして、個人差はもちろんありますが、例えば家庭学習をしっかりと2時間以上しつつインターネットなどを3時間以上利用する子供と、学習時間を30分しか

やらないけれども、インターネットの利用を1時間以内でやめる子供のテストの点数が、算数、数学の場合ですが、ほとんど変わらないというデータがありました。私見ですが、長時間利用による睡眠不足や、家庭学習をしている傍ら、電子メディア機器を身の回りに置いてメールなどの通知音に反応してしまい集中力を欠いた状況での学習、今の時代の言葉をかりれば、ながら学習とでも言うのでしょうか、そのような要因が背景にあると思います。

むつ市教育大綱の重点目標に「学力の向上」、「体育・健康教育の充実」、「夢を育む教育」、「地域とともにある学校」を基軸に据えておりますが、その中の「学力の向上」、「体育・健康教育の充実」に対し、子供たちのインターネットの長時間利用が少なからず影響があるのではないかと考えております。もちろん学習に利用することもあるでしょうし、いろいろな場面で活用できる大変便利なツールです。それぞれの家庭でのルールをしっかりと守り、正しい利用であればいいのですが、なかなか現状は厳しく、多くの家庭では子供任せではないかと感じております。

そこで、2項目目の子供のインターネットの利用について、3点質問いたします。

1点目に、現在のむつ市の児童・生徒のインターネットの利用率について。

2点目として、教育現場並びに子供のいる家庭に対してのこれまでの施策、どのような対策を行ってきたか。

3点目に、日々大変な勢いで進んでいくインターネット社会の中にいる子供たちに対してのこれからの取り組みについてお聞きします。

以上、2項目6点につきお伺いいたします。

これで、壇上からの質問を終わります。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 野中議員のご質問にお答えいたします。

いただいたご質問につきましては、いずれも教育委員会及び担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 教育長。

（氏家 剛教育長登壇）

○教育長（氏家 剛） 野中議員のご質問にお答えいたします。

まず、子供のインターネット利用についてのご質問の1点目、むつ市の児童・生徒のインターネットの利用率についてお答えいたします。教育委員会では、2年に1度、むつ市内小・中学校の全児童・生徒を対象に、携帯電話等に関するアンケート調査を実施しており、ことし7月の調査では、ゲーム機やタブレット端末を利用してインターネットを利用したことがあると回答した児童・生徒の割合は、小学校1年生から4年生までで約47%、小学校5年生から中学校3年生までで約82%となっております。

次に、ご質問の2点目、これまでの施策についてお答えいたします。教育委員会では、むつ市学校教育指導の方針と重点において、ネット、携帯電話等に起因する問題行動に対する指導の充実を掲げております。これまでもアンケート調査を行うことで実態を把握し、結果を各学校に情報提供するとともに、各学校からの依頼を受け、参観日などで情報モラル教室の開催や関係機関からの情報モラルに関するリーフレット等を配布し、児童・生徒の指導や保護者への啓発活動に努めてまいりました。特に保護者の協力は重要であるとの認識から、いじめ防止月間のリーフレットを活用し、情報モラル教育について特集を組むなどしております。

次に、ご質問の3点目、これからの取り組みについてお答えいたします。ことし7月に行った携

携帯電話等に関する調査を平成29年に行った前回のものと比較すると、携帯電話からスマートフォンへの移行や所持率の上昇、ゲーム機やタブレット端末を介したネット利用の低年齢化の傾向が一層強まっております。これにより学校や地域を超えた不特定多数の人とのつながりと、それに起因するネットトラブル、利用時間の増加に伴う健康被害や学習への影響も心配されます。

今後も児童・生徒や保護者を対象とした情報モラル教室の開催、家庭における管理監督、時宜を得た適切な指導に一層協力が得られるよう、各学校の実態に合わせた情報モラル教育と児童・生徒がネットトラブルの被害者にも加害者にもならないよう、家庭や関係機関と連携した見守り体制の構築を推進してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） 防災対策についてのご質問の1点目、防災行政用無線についてお答えいたします。

難聴区域の把握につきましては、これまでも町内会長や市民の皆様からの情報提供により把握しており、屋外子局新設や老朽化した機器の更新等により、市内各地の難聴区域の解消に努めてまいりました。また、年間の保守点検業務委託により各種放送設備の点検を行い、ふぐあい等について把握し、対応に努めております。

しかしながら、聞こえにくいといった声があることも把握しており、また逆にうるさいといったご意見もいただいておりますので、現在進めております情報伝達手段構築の検討の中で、より効果的、効率的な方法で整備したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、避難施設についてですが、市が定める指定避難所は、むつ市地域防災計画において、災害種別ごとに利用の可否を

定めており、浸水被害に伴い避難が必要となった場合には、災害の規模に応じ、かつ安全性を確認したうえで、地域防災計画で指定している指定避難所の中から開設場所を選定しております。

現在の浸水災害に対する指定避難所は、河川により30年から50年に1度の降雨に伴う浸水想定をもとに指定しておりますが、11月25日発行の広報むつに折り込みました田名部川と大畑川の浸水想定区域と、来年度発表される予定の脇野沢川の浸水想定区域における1,000年に1度の規模の降雨に対応する避難所の指定につきましては、今後県とも協議しながら検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、台風等の洪水が予想される際の避難所開設につきましては、青森地方気象台とも連携し、降水量等の気象状況を的確に捉え、判断してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、高齢者、障害者の方々の避難についてであります。市では高齢者や身体に障害をお持ちの方々を対象に、ご自身の情報や受けたい支援などを登録していただき、要支援者名簿を作成しており、災害時における情報伝達、安否確認、避難誘導のほか、平時における見守り活動などに活用させていただいております。この名簿を警察、消防、民生委員等の方々と共有し、災害時の避難体制を構築しているところでございます。

また、毎年地区の民生委員の方々に個別に訪問していただき、制度の周知を図り、登録者の把握に努めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 12番。

○12番（野中貴健） ご答弁ありがとうございます。

まず、1項目めの1点目なのですが、防

災行政用無線についてですが、先ほど住吉議員からもありましたけれども、町内会長なりいろいろヒアリングした後で、現状を把握して対処しているということでしたけれども、その聞いた時点で、例えば「全然聞こえないんですけども」とか、「いつぐらいまで対処してくれますか」とか、そういう声があったときに、いろいろ難しいのでしょうか。すぐ対応できるものなのでしょうか。済みません、1点お願いいたします。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） 答えいたします。

それぞれの機器の故障ぐあい、それから状況等によっても変わってきますけれども、そこら辺は委託業者と協議しながら、なるべく早く回復するように努めているところでございます。

○議長（大瀧次男） 12番。

○12番（野中貴健） ありがとうございます。

それでは、2点目のほうなのですが、避難施設になりますけれども、今現状ハザードマップなどで、1,000年に1度とかいろいろ考えているところではありましようけれども、例えば大畑地区でありますと、今現在大畑小学校の体育館が避難施設になるわけですがけれども、津波の場合では大畑中学校だったか、ちょっとわからないですがけれども、確認したいのですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（大瀧次男） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） 答えいたします。

お尋ねの大畑中学校の災害種別の対応ということになるかと思いますが、大畑中学校の体育館につきましては、地震、津波、浸水、土砂災害等全て対応しているということにはなっております。

○議長（大瀧次男） 12番。

○12番（野中貴健） ありがとうございます。それでは、そういう場合は大畑小学校は津波のとき

は避難施設にはならないということよろしいでしょうか。

（「そうです」の声あり）

○12番（野中貴健） わかりました。済みません。

それでは、1項目めの3点目に入りますけれども、一応大畑に限らずですけれども、海岸線に住んでいる皆さんがいろいろいますが、その際台風など、ある程度時間が予測される、避難に要する時間が結構あるときは準備ができるのでしょうか。津波などで急な場合の対応といたしますか、そのときに先ほど申し上げましたが、高齢者など障害者の足のほうがちょっと不自由な方々が逃げおくれることがないように、先ほどもご説明をいただきましたけれども、実際問題そのときでは厳しいのかなと思いますが、その場合の対応のほうもよろしくお願いいたします。

○議長（大瀧次男） 福祉部長。

○福祉部長（瀬川英之） 答えいたします。

名簿のほうの登録に際しましては、地域支援者ということで、その方の安否確認、それから避難等を手助けする方といった方を登録させていただいております。

また、市が安否確認を行いまして、救助が必要な場合は、防災関係機関のほうを通じて救助に向かうといった対応をさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 12番。

○12番（野中貴健） ありがとうございます。

続きまして、インターネットの利用状況のほうなのですけれども、先ほど答弁いただいた中で、3点目のほう、これからの取り組みということですが、実は若年層のデータもまだ国のほうでもそんなにとれていないのですけれども、むつ市では先ほどおっしゃられたとおり、小学校1年生から4年生も数字の統計がとれているということです。これから例えば未就学児の保育所並びに幼稚園等からも聞くことができるのかどうかもお伺い

いたします。お願いします。

○議長（大瀧次男） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（須藤勝広） 未就学児につきましては、日本小児科医会では視力の発達に影響するということで、2歳まではインターネット等は控えると言われております。うちのほうでもそういうふうな調査はしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大瀧次男） 12番。

○12番（野中貴健） ありがとうございます。実は、若年層から、要は子供が使用することは多々ありまして、例えばゼロ歳、1歳児の子供でも今ももう、例えば雑誌とかをめくる際にも、タブレット等、スマホも同じなのですけども、そういう動作をしてしまうと。開くのも全て手で、例えばこういう資料なども、全て開くとか、移動するとか、そういう行動をする子供になって、それで開けなくてストレスになるという状況も見られるそうです。先日その動画を見ましたけれども、ちょっと怖いなと思いましたので、ぜひこれからも未就学児に対しての教育といたしますか、いろいろ施策があれば、これからもどんどんやってもらいたいなと思います。

有害サイトなど、いろいろアクセスできなくなるフィルタリングなど、長時間利用を防ぐための機能もさまざまありまして、例えばiOSでは保護者が時間設定できる機能、パスワードがあるので、子供が設定解除できないため、時間になれば電源が落ちるもの、スクリーンタイムと申しますけれども、アンドロイドですと依存防止アプリというのがありまして、同じく時間設定を行い、時間が来ればロックできるタイマーロックなど、いろいろな機能がありますので、そちらのほうも市としても学校、教育機関に告知するなど、いろいろ情報伝達してもらえればなと思います。

今世間でよく言われるネット依存という言葉が

ありますけれども、このネット依存は病的ギャンブル依存と酷似していることから、ことし5月25日に世界保健機関WHOの年次総会において、ゲーム障害を新たな依存症として設定いたしました。若年層でこの症状に陥りますと、もとの状態まで回復するまで相当な時間を要するとのことです。この問題は、家族でのルールづくりから始めることが大変重要ではあります。

けさの地方紙に載っておりましたが、弘前大学大学院保健学研究科の高橋芳雄准教授も、ネットの便利さや弊害について家族で話し合い、ルールをつくるのが大切、親自身が手本になることも重要と語っておりました。

最後になりますが、アップル創始者のスティーブ・ジョブズ氏が生前、誰よりもテクノロジーの危険性を見てきたため、自分の子供たちの身に起きてほしくないとの理由で、電子メディアを自分の子供に与えなかったとのことです。

こどもは地域の宝です。難しい問題ではあります。市としてもさらなる対応、対策をお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（大瀧次男） これで、野中貴健議員の質問を終わります。

ここで、午後2時20分まで暫時休憩いたします。

午後 2時07分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎山本留義議員

○議長（大瀧次男） 次は、山本留義議員の登壇を求めます。8番山本留義議員。

（8番 山本留義議員登壇）

○8番（山本留義） 皆様、こんにちは。むつ市議



会第242回定例会に当たり、今定例会最後の一般質問をさせていただきます。

私は、ふるさとむつ市が大好き、私を育てていただいたこのまちに住む人たちが大好きな山本留義でございます。本日私は、中間貯蔵施設についてを柱に質問をさせていただきますが、私は議員として市政発展の思いから、中間貯蔵施設の誘致に強く賛成してきた一人として、早期操業開始を望んでいるところであります。そして、ようやく2021年操業開始が予定されているこの時期に宮下市長は、誘致をした先人たちの思い、市民の幸せ、そして市政発展のためと私は思いますが、中間貯蔵施設に対し、新税の検討を進めていることについては、私は大きな賛同をする一人であります。むつ市議会においても、行政と連携を深めて行動するべきと思います。

去る10月6日に執行されましたむつ市議会議員一般選挙において、4人の定数削減や新人7人が当選され、中間貯蔵施設の誘致に至った経緯を知る議員は、当時議長として尽力なされました佐々木肇さん、富岡幸夫さん、白井二郎さんと私の4人となっていることから、中間貯蔵施設を誘致した先人たちの思いを共有していただきたく質問をするものであります。議員の皆様には、どうかご理解のほどよろしく願いいたします。

さて、市長は昨年6月の市長施政方針の中で、「むつ下北はずっと、我慢してきました。国策を受け入れても、高速道路が一本もない。国策を受け入れても、お医者さんも十分いない。国策を受け入れて、一生懸命働いてもいくらも稼げない。そんな時代は終わりにしましょう。声を上げて終わりにしましょう。私が、皆さんの声を結集し、代表して堂々と声を上げ、共に歩みを進めて終わらせませす」という言葉でした。今市民の皆さんの声を結集し、堂々と声を上げているのが新税の検討ではないかと感じているところであります。市

長は、有言実行の男だと私は信じています。

昭和34年、全国初の平仮名の市名で誕生したむつ市は、誕生当初から財政が厳しく、財政好転に大きな期待を持って最初に誘致したのがむつ製鉄、結果的には鉄鋼業界の不況により、昭和40年挫折、次に原子力船「むつ」の誘致があり、これもまた挫折に追い込まれたのであります。その後平成12年に東京電力に対してリサイクル燃料備蓄センター立地可能性調査を依頼したことをきっかけに使用済燃料中間貯蔵施設の誘致が本格化してまいりました。市議会においても、調査特別委員会を設置し、計15回にわたる委員会等を行い、施設に対する理解を深めてまいりました。

中間貯蔵施設の誘致は、当時の杉山市長の提案でありましたが、むつ市議会としては、当時市議会議員であった宮下順一郎前市長等の同僚議員とも議論を重ね、市民の皆様のご理解を得て受け入れを決定し、市を挙げて協力することになった重い、重い歴史があります。

そして、何といても新税については当然のことながら、誘致したときから私自身も大きな期待をしていたところであり、むつ市にとっては悲願の財政好転の絶好の契機でもあります。すなわち今回の操業開始に当たっての新税獲得は、市民の暮らしが向上する画期的なチャンスでもあり、RFS社は当然のこととして応じるべきと私は思います。

こうしたこれまでの経緯からも、むつ市議会が先頭を切ってこの問題に対処すべきでありまして、我々議員は今こそ一丸となって、一致団結して声を上げるときだという思いを持って、むつ市議会第242回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。

それでは、通告順に従いまして、3項目8点について質問させていただきます。

初めに、1項目目の新税の検討経過と用途につ

いて、質問の1点目は、新税検討のこれまでの経緯についてであります。去る10月9日、日本経済新聞にこういった記事が掲載されておりました。使用済核燃料中間貯蔵施設への課税は、誘致したときからの課題であり、2021年度という事業者の想定する稼働時期が近づいてきたことから検討を始めることとした、との報道がされております。

むつ市を初め原子力施設が立地されている自治体にとって、安定財源の確保にはもう一つの課題があります。青森県が県内の原子力事業者に課税し、立地自治体などに一部を交付してやる青森県核燃料物質等取扱税交付金であります。このことについては、2月の立地4市町村長による県知事への要望、7月の下北総合開発期成同盟会での知事要望、さらには9月16日にはむつ市議会から意見書を提出し、地元から再三にわたり知事への支援要請が行われてきたところであり、県が200億円もの収入を得ている青森県核燃料物質等取扱税を賦課し、しかもこれは年々増収しています。その配分の見直しを、1年間同じことで私たち地域から声を上げています。

青森県が青森県核燃料物質等取扱税交付金の配分でも立地市町村を優遇しない措置を講じている現状を見れば、仮にRFS社が県に納税したとしても、これ以上の財政的な措置が講じられる余地はなく、むつ市に何のメリットもない操業開始になってしまいます。この点私自身は、むつ市が新税を総取りすべきで、今後青森県からの課税の申し入れがあっても、一切応じる必要はないと考えております。

そこで、この件に関して、この時期に新税を検討することとした理由とこれまでの経緯についてお伺いいたします。

次に、質問の2点目、税収増の見込額とその用途についてであります。本市の財政状況は、平成30年度一般会計決算においては実質収支で約

4.2億円の黒字となり、9年連続で黒字を確保しました。しかしながら、本市の歳入総額の約3分の1を占める普通交付税は、市町村合併特例措置、いわゆる合併特例加算が令和元年度をもって終了し、以降穏やかに減少していく見込みとなっております。このほかにも、使用済燃料中間貯蔵施設の幾度となる操業開始時期の延期により、これまでに見込んでいた収入が得られない状況となっております。本年8月に公表した「むつ市財政中期見通し2019」における令和5年度まで財政収支の推計では、特別な対策を講じない場合、令和2年度には赤字に転落し、同様の状況が続いた場合には、早期健全化団体に転落する可能性があるという大変厳しい見通しを示したところであります。我々市議会議員としても、こうした状況の中ではなかなか市民の要望には応えられないという自覚をしており、無責任な提案を市当局にはできない状況にあります。

一方で、この新税は市民の暮らし向上のために活用すると報じられております。これまで財政が厳しい当市において、我慢してきたのは市長でも市議会議員でもなく、市民であります。私も市民の暮らしの向上を第一に、市は新税獲得を通してこれまで我慢してきた市民の多くのニーズに応えるべきだと考えます。税増収の見込額と、その用途についてお伺いいたします。

次に、質問の3点目は、外部有識者ヒアリングの結果についてであります。8月に新税を検討するプロジェクトチームを庁内に発足させ、年度内に条例案を作成する方針とのことであり、既に市内の住民、業界団体などを対象にアンケートを行うことを決定したところであります。

また、11月20日には、岩手県知事や総務大臣を務めた東京大学公共政策大学院客員教授の増田寛也氏を招き、課税の妥当性を聞き取ったと報道されております。増田寛也氏のような政府関係の有

識者として第一線で活躍する方をお招きして協力を得たことは、むつ市にとって大きな一歩だと思います。また、市長のそうしたネットワーク、そしてまたフットワークには敬意を表するものであります。

そこで、このヒアリングの結果はどのような意見であったのか紹介願います。

次に、新税についての4点目は、今後の検討の流れとスケジュールについてであります。新税検討の背景には、むつ市の厳しい財政状況と地域経済の危機的状況があります。市とR F S社との話し合いでは、検討案はR F S社の経営にとって非常に大きなインパクトを与えているとのことであります。事業者の地域への貢献は納税であり、同様の趣旨に基づく新税創設は全国の自治体で既に取り組みられている状況にあります。まして平成21年から新税の検討を当市では始めており、R F S社によっては予見可能でありますし、親会社の関係も含め、全面的に市の取り組みに協力すべきであると考えております。これに関して、市長における今後の検討の流れとスケジュールについてお伺いいたします。

次は、2項目目の使用済燃料中間貯蔵施設に関する新たな交付金について質問をさせていただきます。

質問の1点目は、新たな交付金の制度としての概要についてであります。本年3月の定例記者会見において市長は、使用済燃料中間貯蔵施設の立地に関連し、新たに国から交付金が決まったと発表いたしました。2019年から総額10億円もの国からの支援であります。この交付金は、現状のエネルギー政策が立地地域に与える環境の変化を緩和するための制度で、従来は再稼働の実績ある施設、そして廃炉が決定した施設の所在する自治体が対象となっていました。このタイミングでむつ市に10億円もの交付金を獲得してきた市長の手腕は大

いに評価するものであります。

そこで、今回新たに交付されることになった新型交付金の制度とその概要についてお伺いいたします。

次に、質問の2点目、新たな交付金の具体的な用途についてであります。11月28日の東奥日報によれば、交付金を活用し、3年間で釜臥山スキー場の第一リフトの更新やむつ運動公園陸上競技場の整備、またカーブミラーの設置など、長年要望があった分野や下北全体の暮らしの向上につながる事業を展開していきたいとのことであります。これまで原子力関連の交付金は、電源立地地域対策交付金を初め核燃料サイクル交付金など、消防職員の人件費や公共施設の管理運営に充てられており、市民にとっては遠い存在でありました。今回新たに交付される交付金10億円については、市民に身近な事業に活用してほしいという願いであります。

また、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金、名称も長いし、かた過ぎます。交付金の愛称をつくるなど、身近で具体的な用途を明示して、市民にとってわかりやすく恩恵のあるものにすべきと考えますが、用途についてお伺いいたします。

さて、3項目目、公共交通について質問させていただきます。質問の1点目は、公共交通網形成計画の進捗状況についてであります。人口減少、少子高齢化が加速度的に進展することにより、公共交通事業を取り巻く環境が年々厳しさを増しています。特にむつ市、下北を初めとした地方部においては、公共交通機関の輸送人員の減少により、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の一層の低下が懸念されております。地域公共交通の維持、改善は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光、さらには健康、福祉、教育、環境等、さまざまな分野で大きな効果をもたらす

ます。当市においても、下北地域全体の公共交通のあるべき姿を示すとともに、公共交通問題、課題に対して、将来的には住民の生活を支える持続可能な公共交通体系の構築に向け、平成30年3月に下北地域公共交通網形成計画を作成したところであります。

本計画では、下北圏域定住自立圏共生ビジョンやコンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けた立地適正化計画との連携、整合を図りながら、地域としての独自性を下支える公共交通のあるべき姿に定めて4つの方針に7つの目標を掲げて施策、事業を展開しているところであります。

そこで、本計画の進捗状況についてお伺いいたします。

次に、2点目、廃止路線代替バスについてであります。本計画によれば、下北圏域を運行するバスは、下北交通、JRバスの2事業者により14路線18系統を運行しており、そのうち10系統は市町村が財政負担をしている状況です。多くは、旧むつ市を除く過疎地域に指定されている地域であり、特に人口減少が進んでいる地域でもあります。過疎地域については、交通手段や地域医療の確保など、取り組みを支援するための過疎法が来年度末の令和3年3月で期限を迎え、新たな過疎対策法の制定に向け、全国各地でその必要性について声を上げているところであります。

これらの地域では、自動車を利用できない高齢者が総体的に多いことから、今後においても交通手段の確保、特に福祉の観点から公共交通が果たすべき役割を明確化したうえで、公共交通ネットワークの再編に向けて取り組むべきと考えますが、現状として廃止路線代替バスがどのように運行されているのかお伺いいたします。

以上、3項目8点について壇上からの質問とさせていただきます。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 山本議員のご質問にお答えいたします。

まず、新税の検討過程と用途についてのご質問にお答えいたします。法定外新税創設の検討については、平成20年5月に前市長が使用済燃料中間貯蔵施設に搬入される燃料を対象に独自課税を検討する方針を表明したことをきっかけに開始されました。庁内における検討及び関係機関との協議を実施しておりましたが、平成23年3月の東日本大震災により状況が変化したことを受け、検討を中断したところであります。

その後リサイクル燃料貯蔵株式会社より事業開始時期の見込みが2021年度である旨の報告を受け、また原子力規制委員会の審査がこれに向け順調に進展していることから、改めて新税創設について検討の再開に至りました。

検討の中では、税収見込額について、税率を使用済燃料の受け入れに対して1キログラム当たり1万9,400円、貯蔵に対しては1キログラム当たり1,300円として、令和3年度から令和7年度までの5年間で総額93億7,400万円を見込んでおります。

また、先月開催されました第4回むつ市新税検討プロジェクトチームにおいて、有識者ヒアリングとして、現在東京大学公共政策大学院客員教授であり、総務大臣、岩手県知事を歴任されました増田寛也氏を当市にお招きし、公開のもとで実施したところであります。

増田氏からは、市として課税自主権を行使して新たな政策をこれに基づいて実行していくことは、自治の精神からも大変すばらしいと当市の取り組みに対し、高く評価するご意見をいただいたところであります。元総務大臣であり、現在も政府の各委員会では有識者の立場にある方からのむつ

市の取り組みへの後押しであり、我々の取り組みが社会的妥当性ないし正当性を持って行われていることだと認識を改めてさせていただいたところでもあります。

今後は、仮称ではありますけれども、「希望のまちづくり市民会議」によって、市民の皆様とともに夢を語り合いながら、新しい希望をつむぎ、検討してまいりたいと考えており、こうした検討プロセスを経たうえで、できるだけ早急に条例の素案を作成し、議会へ上程したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、使用済燃料中間貯蔵施設に関する新たな交付金についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、公共交通についてのご質問の1点目、公共交通網形成計画の進捗状況についてお答えいたします。下北圏域5市町村において、平成30年3月に策定した下北地域公共交通網形成計画では、高齢者の交通事故の減少と公共交通の利用促進を図ることを目的として、70歳以上で運転免許証を返納して運転経歴証明書を取得された方を対象に、5,000円を上限に路線バスの切符または定期券の購入費用の助成を行っておりますほか、圏域内の鉄道、路線バス及び乗り合いタクシーを網羅した公共交通マップと地域内交通の相互連携による利用促進を目的とした乗り継ぎ時刻表を作成し、情報の発信に努めているところであります。

次に、ご質問の2点目、廃止路線代替バスについてお答えいたします。川内地区におきましては、湯野川線が土日、祝日を除く1日5便、脇野沢地区におきましては、九艘泊線と源藤城線がそれぞれ1日7便で運行されております。それぞれ往復でいきますと2.5便、3.5便ということになります。また、大畑地区におきましては、薬研・小目名線のバス路線が廃止された後には1日8便、4往復ということでもありますけれども、デマンド型乗り

合いタクシーを運行委託し、移動手段の確保に努めているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 財務部長。

○財務部長（吉田 真） 使用済燃料中間貯蔵施設に関する新たな交付金についてのご質問の1点目、新たな交付金の制度とその概要についてお答えいたします。

新たな交付金は、通称といたしまして、「むつ市新希望のまち交付金」と呼ぶこととしておりまして、正式には「原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金」であります。この交付金は、原子力発電施設等の稼働状況の変化が立地地域における住民の皆様の生活、経済及び社会に及ぼす影響等を勘案し、国が道、県または市町村に交付するものであります。

多くの原子力関連施設が立地する下北地域では、東日本大震災以降、新規規制基準適合審査の大幅なおくれが立地地域の産業、経済等に多大な忍耐を強いている中、本市におきましては、使用済燃料中間貯蔵施設の事業開始時期の延期が繰り返され、一向に事業が開始されないという稼働状況の変化により地域経済が停滞し、厳しい財政状況を強いられていること等を国にご理解をいただき、新たな財政支援として交付されることとなったものであります。

この交付金を活用するためには、地域振興に寄与するための事業に関する計画であります地域振興計画を青森県が策定し、有識者で構成される地域振興計画審査委員会及び経済産業大臣に承認をあらかじめ受ける必要があり、本年10月17日に開催されました審査委員会での承認後、10月30日付で経済産業大臣に承認されたことにより、今年度から令和3年度において青森県を通じ交付を受けることが可能となったものであります。

交付額につきましては、総額10億円であり、1

年度当たりの交付限度額は5億円となっております。

次に、ご質問の2点目、新たな交付金の具体的な使途についてお答えいたします。むつ市新希望のまち交付金を活用する事業につきましては、むつ市総合経営計画に掲げる10年後の目指すべき市の将来像である「笑顔かがやく希望のまち むつ」を実現するために、子供から高齢者まで誰もが心身ともに健やかで安心して生活できる環境を整えることが重要であるという観点から、以下の6事業を選定しております。

1つ目は、むつ総合病院新病棟建設事業に係る基本設計業務でありまして、むつ総合病院一般病棟の建て替えにより、入院患者の皆様の療養環境の改善、地域中核病院としての医療機能の強化を図ります。

2つ目は、むつ運動公園陸上競技場整備事業でありまして、下北地方唯一である日本陸上競技連盟第2種公認の更新に必要な改修、整備等を行い、スポーツの振興と施設の充実、利便性の向上を図ります。

3つ目は、むつ市釜臥山スキー場整備事業でありまして、上段の第一リフトをペアリフトに更新するとともに、下段の第二リフトとの接続を改善し、冬期間におけるスポーツの振興と施設の充実、利便性の向上を図ります。

4つ目は、交通安全対策事業でありまして、市道2路線の舗装の改修、側溝の整備、見通しの悪い交差点へのカーブミラーの設置、歩道除雪用の小形ロータリ除雪車の整備を行い、道路交通の安全確保、交通事故の防止、冬期間の安全な歩行空間の確保を図ります。

5つ目は、むつ来さまい館空調設備更新事業でありまして、同施設の空調設備の更新を行い、むつ下北の産業、観光、文化等の情報発信力の維持向上、原子力災害時における一時集合場所及び災

害時における避難所としての機能の維持向上を図ります。

6つ目は、消防団装備整備事業でありまして、地域防災力の中核を担う消防団員が使用するヘルメット及び防火衣を更新し、速やかな消火、救助活動等が展開されることによる地域防災力の強化、消防団員の安全性の確保を図ります。

以上の6事業を令和3年までに実施し、市民の皆様様の暮らしの向上、安全の向上を実現してまいります。

○議長（大瀧次男） 8番。

○8番（山本留義） 時間なくなってきたね。

○議長（大瀧次男） あります。

○8番（山本留義） ご答弁ありがとうございます。時間も見据えながら。

まず初めに、3番目の公共交通について再質問させていただきます。今回私も市民の声を聞きながら、新税の使途についてを含めた、どちらかというと、むつ市がこれから財政をふやすことに対しての質問をいたしました。そういうことから、私の住む浜奥内から田名部のむつ総合病院に来るまで、奥内のバス停まで歩いて15分、高齢者だったら恐らく20分か25分かかるとおもいます。そして、奥内バス停からむつ総合病院まで片道650円、往復1,300円です。今公共交通の話をしました。代替バスの話もしました。脇野沢地区、特に廃止代替バスを利用した場合、むつ総合病院までですと5,000円近い料金になると聞いています。私は、せめて公共施設の使用に当たっては、市民はひとしく平等でなければならないという思いで、特に私は旧むつ市で14キロ離れた地域から議員になっていますから、当時から格差を感じてまして、常日ごろ頑張れるのは、そういう格差を感じてのことだと私は思っています。

そういうことから、少なくとも高齢者への交通支援をむつ市ではもうそろそろ検討すべきではな

いかと思いますが、市長の考え方を伺いたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

高齢者の方々のいわゆる足の確保の問題については、大変重要な課題であるというふうに認識しております。先般開催されましたむつ市議会議員一般選挙の中においても、皆様の多くの方々がこの問題について取り上げていただいているというふうに認識しています。そうしたこともありまして、来年度公共交通を専門に担う組織を市役所内に立ち上げまして、特に高齢で運転免許を返納された方や、あるいは自家用自動車を所有していない方に対して重点的に取り組みを進め、こうした方々に対する無料バスなどの導入についてもあわせて検討をし、できれば来年中に措置を講ずることができるように取り組んでいきたいと考えてございます。

○議長（大瀧次男） 8番。

○8番（山本留義） ありがとうございます。本当に市長、今すぐいい答えをいただきました。私も中間貯蔵施設を進めるに当たって、その施設が来れば、市民がまだまだよい暮らしができるという思いから実施したわけでありまして、その施設が建つことによって市民一人一人が、私たちもこの施設によってこういうことができるのだなと一日も早く思えるようなことをしていただきたいと思っております。

次に、新税について再質問させていただきます。10月31日に事業者へ新税の検討内容を説明した際に、事業者から戸惑いを覚えるという発言があったと報道ではありました。これが事実だとすれば、自分自身としては事業者に対して激しく怒りを覚えます。なぜかといいますと、この課税は誘致したときから私たちの念頭にあったわけでありまして、また10年も前に宮下順一郎前市長が課税の表

明をしております。十分に事業者としては予見可能であったはずにもかかわらず、このような発言があったことに対し、市長はどのような考えでいるのかをお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

この発言に対しては、正直私も驚きを持って報告を受けたということでありまして。むつ市と、それからRFS社の歴史的な関係、あるいは同社の事業が国策の中にある、こうした自覚を持って発言をしていただきたかったなというふうに考えておりますし、本件について担当者がある意味現時点での会社の立場を表明するということはふさわしくないというふうに考えています。特定納税義務者になる自覚とか、あるいは覚悟とかというのが現時点でないならば、戸惑いという言葉を使うのではなくて、ただ単に発言をしないで、ただ受け取ればいいだけであったというふうに思いますし、またこの戸惑いという言葉が市民の皆様の心が同社から離れるということにもつながる、そういう対応だったというふうに思っています。

今後は、改めて同社に対しては、税率について協議を重ねる過程の中で、特定納税義務者になることなどについて確認をさせていただきたいというふうに考えています。

仮に現在の会社の立場として発言をしたとしても、東京とか他地域から皆さん来られて、そしてむつ市民になっているわけです。これは、前に一般質問していただいて、住民票を移しているのかという質問がありました。社員の生活インフラの充実のためにも、納税するのであれば、これはむつ市というのが自然の流れのはずだというふうに思っています。

いずれにいたしましても、同社にとっての最大の地域貢献は、新たな財源によってむつ市民が豊かになって、新しい挑戦ができるチャンスを広げ

ることになると考えてくれると私は心から信じておりますし、同社は図らずも原子力規制委員会がスケジュールどおり対応しないことで苦慮している会社でありますので、我々のスケジュールにはしっかりと応じてくれるものと信じております。

○議長（大瀧次男） 8番。

○8番（山本留義） 市長から今、今後も前向きにRFS社と話ししていくということなのですけども、市長はよく、よそに行っても、何事にも、トップがかわっても継続されているということでありますし、私の知っている範囲で誘致するときからのRFS社は、今で3人目ですか、所長が。でも、その都度都度、そういう地域が誘致したときに本当に重い気持ちを持って誘致したことを、そのことを思い、これからもRFS社との交渉を強くお願いしたいと思っております。

次に、事業者との関係では、今回の新税以外にも操業開始による固定資産税などの税金があると認識していますが、この際お伺いいたします。中間貯蔵施設の稼働によって、どのような税目による税金が考えられるのか。それによる当市の財政への影響はどのくらいになるものかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 財務部長。

○財務部長（吉田 真） 現在検討しております使用済燃料への課税のほか、キャスク及び貯蔵架台、これはキャスクを載せる台でございますが、これを対象とした固定資産税の増収というものが考えられます。この固定資産税により税金は増額となりますものの、基準財政収入額に算入されるということになるため、その分交付税は減額ということになります。

また、これが償却資産ということになりますことから、減価償却により年々税額も減額していくというものでございます。したがって、実質収支や財政力指数の一定の改善が図れるというこ

とになりますけれども、新税と異なり、新たな市民のニーズに応える財源ということにはなかなかなりにくい、限定的な役割しか担うことはないものと考えております。

○議長（大瀧次男） 8番。

○8番（山本留義） 今の部長の答弁ですと、固定資産税が入ることによって国からの税が減ることとありますよね。私もそういうことを危惧いたしまして、今の新税については、これからのむつ市の将来についての本当に重要な問題ですので、先ほども言いましたけれども、そういう形で取り組んでいただきたいと思っております。

次に、この新税についての県との関係について再質問いたします。この中間貯蔵施設の計画は、当時の杉山市長が立地可能性調査を依頼して誘致に至った事業であり、県の当初の核燃サイクルの計画にはなかったものであります。そのような観点から、当初県は静観という対応であり、当時の地元紙ではむつ市に死の灰が来るというようなことも言われながら、市長、議会が一体となり、率先して理解活動を進め、地域の方々にご理解をいただきました。確かに立地協定には、県も名を連ね、ここまでの過程では、県の協力もあって進んだとは思っていますが、立地の経緯からしても、今になって県が課税するというのは本末転倒な議論であり、私は受け入れた議会として、あるいは市民としても許されることではないと思っておりますが、市長の思いをお聞かせください。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

使用済燃料のことを当時死の灰というような形で表現されていたということについては、私も大変驚きを持って今聞いておりました。

ご質問にお答えいたします。仮に県が課税することになれば、これ当市が受け入れて負担している中間貯蔵施設の立地について、他の地域



がこれ恩恵を受けることになります。今の仕組みでは、県が徴収を仮にすると、一円もこれむつ市に入ってこないのです。財政的に非常に難しい状況にある、恐らく40市町村の中でも下北を除いては最下位にある我々が、なぜ他の地域に我々の危険負担の分を分配しなければいけないのかということは、これは私は声を大にして言いたいと思いますし、ぜひこの場で皆さんにも共有をしたいというふうに考えております。

そうした中で、前市長の言葉をかりると、その検討の中では、二重課税となった場合は、県に対して訴訟も辞さない。恐らくですが、課税自主権の侵害ということで論陣を張る予定だったのかと思います。

また、事業者の審査が長引く過程の中で県が課税を表明したら腹を切らなければいけない、そのような発言まで内部でしている、そういう議事録を私どもは確認をさせていただいております。この問題に対して相当な覚悟を持って臨んでいたということでありまして、我々はそうした意志を受け継いでいるとこの場で申し上げたいと思います。

○議長（大瀧次男） 8番。

○8番（山本留義） また、核燃料物質等取扱税交付金と県との関係についても再質問させていただきますが、先日立地市町村から構成される4市町村長懇談会が行われたと聞いています。その中で市町村総生産や市町村民所得が県内6ブロックの中で下北だけが震災後マイナスになっているとのことでした。津軽には高速道路が走り、ダムがつくられ、秋には赤々とリンゴが実り、新幹線まで通りました。これは、核燃料施設からの県の税収が少なからず貢献しているものと私は認識しています。そして、そのことをもっと県民は広く知るべきだと思います。

一方で、県はそうした努力もなく、また当市を

初めとする立地地域の配分の見直しすら認めないということを行っています。これは、むつ市議会として意思を表明したにもかかわらず、前向きな回答が一切ない。これだけ立地地域をばかにした対応もないと思います。

そして青森県は、この核燃料物質等取扱税収入は増額されることが見込まれています。他地域が豊かになっても、立地地域だけが多大な危険負担とともに疲弊していく、そんな将来像があっというわけがありません。

国は、先ほど質問したように、10億円の新規交付金を決定しました。ところが、青森県は一切対応しない。この状況を市長はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

時間が過ぎれば私たちが諦めるというふうに踏んでいるのかもしれませんが、そういうわけにはいきません。これなぜならば、私たちの対応には市民の皆様のご生活、それから暮らしがかかっているからであります。県は再三にわたり矛盾した説明をしております、県がこれ以上強弁を重ねるといふことであれば、いつでもそうしたことについては、議事録をとっていますので、公表する準備をしていることは、この場をもってご報告をさせていただきたいと思っております。

また、たび重なる操業の延期によって我々の経済状況が疲弊していることは国も認めていて、その点今回の新しい交付金の措置になったということでもあります。こうしたことから、県においては立地地域第一ということで考えていただいて、配分の見直しについて早急に結論を得るべきと私自身は考えておりますし、またこれは議会の皆様と足並みをそろえて強くこれからも要望してまいります。

○議長（大瀧次男） 8番。

○8番（山本留義） ありがとうございます。

続いて、今回の取り組みと議会の関係について質問いたします。これまで同施設を誘致したことにより、また下北の他地域が地域振興の夢を追いかけ原子力関連施設を誘致したことにより、毎年度20億円程度の交付金が交付されています。当時むつ市は、むつ総合病院の累計赤字の影響で夕張市のような財政再建団体になることが見込まれたときもありました。こうした最悪の状況からは脱したものの、これまでの財源の手当ては、そうした借金の返済に充てていくので精いっぱい、市民が豊かな生活を営むうえでは一層の財源の獲得が必要であります。

特に高齢者対策、本日質問あった公共交通の問題など、財政負担は多くかかってくる問題です。新税は、むつ市とむつ市民にとっては歴史上初めてというよりも、恐らく最初で最後のチャンスだと私は思っております。むつ市の政治家は、そのような先人たちのことを思い、この問題について強力に進めていくべきだと思います。

事業許可が出るときには、私ども議会でも調査特別委員会を設置した当時のように、議会としても主体的に意思表示ができる体制を私はとるべきだと思っています。市長として、議員や議会に対して期待するものがあればお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

このプロジェクトチームというか、検討は8月から始まりました。その間、これまでの間、市民アンケートの実施あるいは財政需要の算定、総務省、経済産業省への協議、そして東京大学の増田先生の招致ということで矢継ぎ早に発表させていただいております。ただ一方で、この間開かれた議会は1回ということで、都度我々としては説明をしたくても、その受け皿がないというのが現状でございます。

また、私自身の思いとしては、やはりこうした場面においては対外的な、我々と思いが仮に違ったとしても、対外的な意思表示をしていただきたいと思っておりますし、二元代表制の本領を発揮していただきたいと、このように考えてございます。

○議長（大瀧次男） 8番。

○8番（山本留義） 最後にします。

中間貯蔵施設の誘致に当たっては、冒頭でも話しました。平成12年度に立地可能性調査を依頼し、市議会においても調査特別委員会を計15回、また市内17カ所における地区別説明会や市内4カ所の市民説明会を経て、平成15年6月定例会において当時の杉山市長は、むつ市を含む下北地域の活性化に寄与し、ひいては豊かな郷土づくりに貢献することは非常に大きいと確信しているとして誘致を表明しました。

今の議会、その当時の議員はたった4人になりましたが、新人が7人、これまでの経緯、そして先人たちの思いを吸収していただくため、改選後でありまして、今回この問題を取り上げました。むつ市にとっても、市民にとっても、先ほども言いました、歴史上初めてで、恐らく最後のチャンスとなるこのチャンスを、市長はどのようにしてこの課題に取り組んでいくのか、最後に意気込みを述べていただきたいと思っております。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず議員のお言葉をおかりすると、RFS社が操業を開始して、中間貯蔵施設が操業を開始して他地域が豊かになることがあっても、むつ市にはある意味ペンペン草しか生えないと。ペンペン草にちょっと申しわけないですけども、そういう可能性があるということだと思っています。人口減少が進む、そして経済が縮小する、年々歳々先行きが不透明だと思っている方々も多くなってきていると。私はむつ市で生まれ育ち、そして仕事

をして家族をつくり、余暇を楽しみながら生を全うする中で、常に市民の皆様には希望を持って笑顔でいてほしいと心から願っております。年をとるごとに不安が募っていく社会ではなくて、年を重ねるごとに希望にあふれていくむつ市でありたいとも願っています。そして、そうなるように努力をしているつもりであります。

ただ、そのためにはどうしてもやはり財源が、これは必要なのです。理想だけでは私たちは豊かになることはできません。理想だけでは、例えば今回の一般質問で多くの皆さんから提案をいただきました、これも実現できないのです。政治は、やはり私は現実だと思っています。配分や獲得、この問題こそ政治の核心に迫る、そうした問題だと思っています。

そして私たちむつ市の政治家、ここにいるメンバーが全てです。考えなければならぬこと、考えなければならぬ現実はたった1つです。シンプルに1つだと。むつ市民の幸せのことだけです。そして、この新税は、それに大きく貢献する事業であって、そして最初で最後のチャンスです。私自身は、この問題に乾坤一擲、不退転の決意で臨む所存でございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 8番。

○8番（山本留義） ありがとうございます。私先ほど質問している中で、当時の宮下順一郎市長のときにこの課税の話をしたことがあって、先ほど市長と話をしているときに涙が出てきました。今こそ市民のために市長が先頭に立って、この新税に向けて頑張ってもらいたいことをお願いして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで、山本留義議員の質問を終わります。

## ◎散会の宣告

○議長（大瀧次男） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明12月11日は議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。

よって、明12月11日は議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、12月12日は議案質疑、委員会付託、一部採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時21分 散会